

令和元年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《本年の給与勧告のポイント》

月例給は2年振り、期末・勤勉手当（ボーナス）は6年連続でともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.09%）を解消するため、月例給（給料月額）を引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を0.05月分引上げ（支給月数4.45月分→4.50月分）

1 職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の532事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された121事業所について、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して調査を行った（調査完了率84.6%、調査実人員8,967人）。

2 民間給与との比較

(1) 月例給

民間給与	職員の給与	較 差
408,787円	408,410円	377円(0.09%)

(職員の平均年齢 41.8歳、平均勤続年数 17.3年)

(2) 特別給（ボーナス）

民間支給割合	職員の支給月数	差
4.51月分	4.45月分	0.06月分

3 本年の給与の改定

(1) 月例給

ア 行政職給料表(1)：較差を解消するため、平均改定率を0.10%として引き上げる。その際、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること及び国との均衡を勘案して、大卒初任給を2,000円、高卒初任給を2,300円、それぞれ引き上げる。これを踏まえ、若年層に重点を置き、30歳台後半の職員が在職する号給までを引き上げる。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表：行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ改定を行う。

(2) 期末・勤勉手当

職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.45月分）が、民間の特別給の支給割合（4.51月分）を下回っていることから、支給月数を0.05月分引き上げる（4.45月分→4.50月分）。なお、支給月数は、国等と同様に0.05月単位で決定しており、小数第2位を二捨三入・七捨八入するため、民間支給割合が4.51月分の場合は4.50月分としている。

(3) 改定の実施時期等

平成31年4月1日から実施すること。ただし、(2)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

(4) その他の課題

ア 単身赴任手当：国の再任用職員との均衡を考慮し、配偶者と別居して単身で赴任する再任用職員に単身赴任手当を支給することが適当である。

- イ 勤務1時間当たりの給与額：勤務1時間当たりの給与額について、その算定基礎に寒冷地に在勤する職員に支給する寒冷地手当を含めて算出することが適当である。
- ウ 教員給与制度：義務教育諸学校と高等学校の教育職については、職務や職責に共通する点が多く、また、更なる人材育成の観点から校種をまたぐ柔軟な人事交流を行うためには、教員給与制度について検討する必要がある。

4 人事管理に関する報告及び意見

(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革

- ア 長時間勤務の是正：本委員会は、本年4月から時間外勤務の上限時間の導入等を内容とする規則を定めたところ。任命権者においては、上限時間を遵守することはもちろん、やむを得ずこれを超えた場合は、要因の整理、分析、事後の検証を適切に行うことが求められる。
- イ ハラスメント対策：管理監督者にあつては、日常のマネジメントを通じハラスメントを未然に防ぐとともに、職員が能力を十分発揮できる良好な職場環境の実現に向けた取組を進められたい。
- ウ メンタルヘルス対策：職員メンタルヘルス対策第2次推進計画の策定を契機にメンタルヘルス対策を一層加速させていくことを期待する。多様な視点から検討を続け、取組を着実に推進されたい。
- エ 高齢期の雇用の在り方：国の定年引上げの動向を注視しつつ、再任用職員の活用に関する検討を進め、高齢期の雇用に係る制度の適切な運用に努められたい。
- オ 多様な働き方の推進：多様な有為の人材がそれぞれの能力を十分に発揮できる職場環境の構築に向け、多様な働き方を認めていくことが重要な課題である。

(2) 人材の確保・育成

- ア 人材の確保：多様化する市民ニーズや地域課題への確かつ迅速に対応できる人材を確保するため、今後も継続的かつ安定的な人材の確保に向けた対策を積極的に推進していく。
- イ 人材の育成：新規採用職員から始まる階層別研修等により各職位で求められる能力の伸長や意識の向上に引き続き取り組み、川崎市人材育成基本方針を踏まえ、計画的に推進されたい。
- ウ 女性活躍推進・次世代育成支援：今後更なる女性職員の登用の拡大を図るには、将来に対する不安を軽減し、前向きなキャリアプランを持てるよう新たな取組の効果が期待される。
- エ 昇任制度の在り方：引き続き、昇任制度の公平かつ公正な運用に努めるとともに、任命権者と連携しながら適切な係長昇任選考の在り方について検討を続けていく。

(3) 会計年度任用職員制度：任用が円滑に開始されるよう、制度の実施に向け必要な準備を進められたい。

(4) 市民からの信頼確保：厳正な服務規律の確保と公務員倫理の確立に取り組まれたい。

【参考】

1 給与改定に伴う職員の平均給与月額

勧告前の給与月額	改定額	勧告後の給与月額	平均年齢	平均勤続年数
408,410円	377円	408,787円	41.8歳	17.3年

2 給与改定に伴う職員の平均年間給与

勧告前の平均年間給与	勧告後の平均年間給与	平均年間給与の差
6,718,000円	6,745,000円	27,000円(0.40%)

3 給与改定に伴う所要額（見込）

- (1) 企業職を除いた場合 約3億9,000万円
- (2) 企業職を含めた場合 約4億6,000万円

問合せ先 川崎市人事委員会事務局調査課
電話 044-200-3341

職員の給与に関する報告及び勧告

令和元年10月

川崎市人事委員会



31川人委調第325号
令和元年10月7日

川崎市議会議長 山崎直史様
川崎市市長 福田紀彦様

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 報 告

1	職員の給与等の実態	1
2	民間の給与等の実態	2
3	民間給与との比較	4
4	国家公務員給与との比較	5
5	物価及び生計費等	5
6	人事院勧告の概要	6
7	本年の給与の改定	9
	(1) 月例給	9
	(2) 期末・勤勉手当	9
	(3) その他の課題	10
8	人事管理に関する報告及び意見	11
	(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革	11
	(2) 人材の確保・育成	15
	(3) 会計年度任用職員制度	18
	(4) 市民からの信頼確保	18
9	おわりに	19

別紙第2	勸 告	21
------	-----	----

参 考 資 料	45
---------	----

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,259人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（14,602人、平均年齢40.9歳）の平均給与月額は、405,153円（給料331,369円、扶養手当7,584円、地域手当55,250円、その他10,950円）となっている。

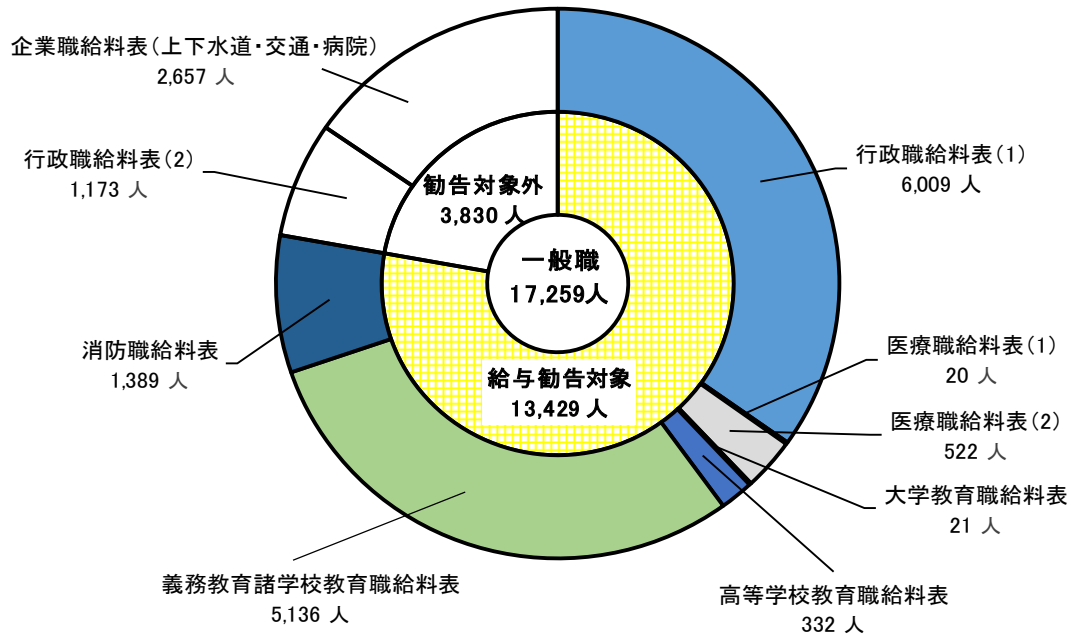
また、行政職給料表(1)の適用職員（6,009人、平均年齢41.5歳）の平均給与月額は、404,964円（給料328,253円、扶養手当7,793円、地域手当55,324円、その他13,594円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（5,906人、平均年齢41.8歳）の平均給与月額は、408,410円（給料330,902円、扶養手当7,929円、地域手当55,796円、その他13,783円）となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く一般職の職員である。

【参考資料第1表～第9表（45～105ページ）参照】

給料表別職員数 (平成31年4月時点)



- (注) 1 再任用職員、任期付職員及び休職中の職員等は含まれていない。
 2 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である。

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のおおりに、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の532事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された121事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第20表 (108～122ページ) 参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で213,573円、短大卒で188,406円、高校卒で172,653円となっている。

【参考資料第11表（109ページ）参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種の平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（110～119ページ）参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で44.0%、高校卒で12.5%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で49.6%、高校卒で77.2%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で50.4%、高校卒で22.8%となっている。

【参考資料第13表（120ページ）参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は82.7%であり、その平均支給月額は無配偶者15,570円、配偶者と子1人の場合22,124円、配偶者と子2人の場合28,084円となっている。

【参考資料第14表（120ページ）参照】

(5) 住宅手当

住宅手当を支給する事業所の割合は74.0%であり、そのうち借家・借間居住者に対して支給する事業所の割合は100.0%となっている。

【参考資料第15表（121ページ）参照】

(6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞

与等の特別給は、所定内給与月額4.51月分相当となっている。

【参考資料第16表（121ページ）参照】

(7) 給与改定の状況

参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は56.3%、ベースアップを中止した事業所の割合は5.0%となっている。

また、参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は93.0%となっている。

【参考資料第17表・第18表（121～122ページ）参照】

(8) 昇給制度の状況

一般の従業員（係員）について、昇給制度を設けている事業所の割合は95.1%であり、そのうち査定昇給を行っている事業所の割合は88.5%となっている。

【参考資料第19表（122ページ）参照】

(9) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、一般の従業員（係員）で54.3%、課長級で68.4%、部長級で68.2%となっている。

【参考資料第20表（122ページ）参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[\frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
408,787	408,410	377 (0.09%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 国家公務員給与との比較

「地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月時点における、国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、学歴別・経験年数別に比較を行った本市職員の給料月額のレストラン指数は、101.3(国家公務員を100とする。)となっている。

5 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ全国では0.9%、本市では1.2%上昇している。

本委員会が「家計調査」(同省)及び「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で173,520円、2人世帯で181,010円、3人世帯で229,060円、4人世帯で277,110円となっている。

本年4月時点の神奈川県最低賃金は、時間額983円となっており、本年10月からは時間額1,011円に改定されている。

【参考資料第21表・第22表(123～125ページ)参照】

6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査（完了率87.9%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕
〔俸給 344円 はね返し分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月（公務の支給月数 4.45月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
	勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

7 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に係る基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を377円(0.09%)下回っていることが判明した。当該較差の解消を図るため、次のとおり月例給の引上げ改定を行うこととする。

ア 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、引上げ改定を行うこととする。改定に当たっては、給料月額の上上げにより較差を解消することとするため、平均改定率を0.10%として引き上げる。その際、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること及び国との均衡を勘案して、大卒初任給を2,000円、高卒初任給を2,300円、それぞれ引き上げる。これを踏まえ、若年層に重点を置き、30歳台後半の職員が在職する号給までを引き上げることとする。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

なお、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.45月

分)が、民間事業所の特別給の支給割合(4.51月分)を下回っていることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とする。

併せて、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

(3) その他の課題

ア 単身赴任手当

国の再任用職員には平成27年4月から単身赴任手当が支給されているところであり、本市においても、再任用職員が大規模災害への応援等のため他の自治体へ派遣されていることから、国の再任用職員との均衡を考慮し、配偶者と別居して単身で赴任する再任用職員に単身赴任手当を支給することが適当である。

イ 勤務1時間当たりの給与額

今般、労働基準監督署が、他の自治体の事業所に対して勤務1時間当たりの給与額の算定基礎に寒冷地手当を含めるよう是正勧告したところである。本市においても、その趣旨を踏まえ、勤務1時間当たりの給与額について、その算定基礎に寒冷地に在勤する職員に支給する寒冷地手当を含めて算出することが適当である。

ウ 教員給与制度

平成29年4月、道府県から指定都市に県費負担教職員の給与費負担等の権限移譲が行われた。本市では、権限移譲に伴い、小学校、中学校及び特別支援学校の教育職に適用する義務教育諸学校教育職給料表を新設し、高等学校の教育職については、引き続き高等学校教育職給料表を適用している。

義務教育諸学校と高等学校の教育職については、職務や職責に共通する

点が多く、また、更なる人材育成の観点から校種をまたぐ柔軟な人事交流を行うためには、教員給与制度について検討する必要がある。

8 人事管理に関する報告及び意見

(1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革

平成29年から取り組んでいる「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」（以下「改革推進プログラム」という。）により、勤務環境は徐々に改善され着実に効果が上がっている。今後も、これまでの実績を踏まえて「改革推進プログラム」を引き続き推進し、勤務環境の整備に取り組んでいくことが必要である。

ア 長時間勤務の是正

平成30年度の時間外勤務の状況をみると、「改革推進プログラム」の取組の奏功もあり、1人当たりの時間外勤務時間数は減少傾向となっている。しかし、長時間勤務を行っている職員がいまだ相当数存在することから、引き続き重要な課題である。

労働基準法の改正により、本年4月から時間外労働の上限規制が導入される等、長時間勤務の課題を取り巻く状況は大きく変化している。こうした動向に鑑み、本委員会は、本年4月から時間外勤務の上限時間の導入や年5日の年次休暇の確実な取得等を内容とする規則を定めたところである。具体的には、原則として、1箇月について45時間及び1年について360時間を超えない範囲内で必要最小限の正規の勤務時間を超える勤務を命ずるものとした。任命権者においては、本委員会の定めた上限時間を遵守することはもちろんのこと、やむを得ずこれを超えた場合にあっては、要因の整理、分析、事後の検証を適切に行い、勤務環境の改善に取り組むことが求められる。

また、年次休暇の確実な取得についても、長時間勤務の是正に資する重

要な取組である。総実勤務時間の短縮のみならず、職員の心身のリフレッシュにもつながることから、任命権者においては、全職員が少なくとも年5日の年次休暇を取得できるよう取り組まれない。

学校に勤務している教職員については、日々、児童生徒と向き合うという教職員の特性を考慮することが年次休暇の取得促進を図る上で必要である。昨年8月には、市立小中学校等において3日間の学校閉庁日が設定され、9割以上の教職員が年次休暇等を取得した。今後も継続して取り組むことで、教職員の勤務時間及び年次休暇に対する意識向上が図られることが期待される。

労働安全衛生の観点からは、管理職も含めた全職員において長時間労働の是正が求められるところである。これまでも本委員会は、勤務時間の適正管理をより徹底するなどの取組の推進が必要であると報告してきたが、昨年10月から、ICカードを用いた出退勤時間の登録が開始され、本年4月からは、部長級及び局長級職員にも範囲を拡大して実施している。この取組は、管理職による勤務時間及び在庁時間の適正な管理に資するものである。今後も、任命権者において勤務時間の適正管理について、確実に取り組むよう求めるとともに、本委員会としても全職員の長時間労働の是正に向けた対策の動向を注視していく。

イ ハラスメント対策

本年6月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等が改正され、パワーハラスメント防止対策が事業主の義務とされるとともに、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されることとなった。

本市においても、職員の働きやすい勤務環境の整備にあっては、ハラスメント対策は重要な課題である。職員にあっては、互いに人格を尊重し合い、ハラスメントに該当する行為をしてはならないことを改めて自覚し、特に管理監督者にあっては、日常のマネジメントを通じハラスメントを未

然に防ぐことはもちろんのこと、職員がその能力を十分発揮できる良好な職場環境の実現に向けた取組を進められたい。

ウ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は「改革推進プログラム」において以前から課題として取り上げられてきたが、本市の平成30年度の長期療養者に占める「精神及び行動の障害」いわゆるメンタルヘルス不調者の割合はほぼ前年並みであることから、引き続き取組を推進していくことが必要である。

任命権者は、本年度から令和5年度までを計画期間とする「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画」（以下「第2次推進計画」という。）を本年4月に策定した。第2次推進計画では、セルフケアの推進、ラインによるケアを強化し健康で働きやすい職場環境づくりの推進、早期発見・早期対応のための相談体制の充実、復職支援システムの推進と再発予防の取組強化の4つの目標を掲げ、それぞれ評価指標を定めるとともに、計画期間中に中間評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しや修正を行うこととしている。

また、働きやすい職場環境づくりに向けて、管理監督者が活用し得る研修や手引等の拡充が図られてきたほか、ストレスチェックの分析結果を活用し、職場環境改善の取組が平成30年度に12職場で行われており、本年度も、新たな職場を対象として実施が予定されている。職員個人に向けた取組では、ストレス対策強化及び自己保健義務意識の向上を目的とした研修の実施や小冊子の配布が行われている。復職支援においては、精神保健医療の専門家としての知見を一層活用するため、長期療養者と復職相談医の面談を一定期間ごとに実施するものとして位置付けたところであり、今後においても、復職相談医と産業医や産業保健スタッフ等が緊密に連携し、長期療養者の円滑な職場復帰に取り組まれたい。

第2次推進計画の策定を契機に、一次予防の取組を中心に本市のメンタ

ルヘルス対策を一層加速させていくことを期待する。任命権者においては、有効な取組について多様な視点から一層の検討を続けながら、第2次推進計画に基づく取組を着実に推進されたい。

エ 高齢期の雇用の在り方

昨年8月、国家公務員の定年の引上げについて、人事院による意見の申出がなされたことを受け、本委員会は、定年の引上げに係る制度の在り方について検討を進める必要がある旨言及したところである。人事院は、本年8月にも、定年の引上げが早期に実施されるよう改めて要請しており、引き続き、国の動向を注視していく必要がある。

他方、高年齢職員のキャリア活用に向けた取組として、平成30年度から配置している係長級の再任用職員2名について、任命権者は本年度も配置を継続することとした。この取組は、意欲と能力のある人材が、退職後においても、これまで培った技術、経験を積極的に活用することに資するものであることから、現役職員を含めた人事管理の在り方や今後の定年引上げの動向に留意しつつ、再任用職員の活用に関する検討を進められたい。

また、公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、雇用と年金の接続への対応は従前から課題となっている。任命権者にあつては、引き続き、定年退職者について、本人の希望する働き方ができるよう高齢期の雇用に係る制度の適切な運用に努められたい。

オ 多様な働き方の推進

職員のキャリアプランやライフスタイルに関する意識が変化する中、より良い市民サービスを安定的に提供するためには、多様な有為の人材がそれぞれの能力を十分に発揮できる職場環境の構築に向け、多様な働き方を認めていくことが重要な課題である。

本市では、「改革推進プログラム」において、多様な働き方の推進の実現に向けた様々な取組を進めてきた。本年、テレワーク（在宅勤務）の導

入に向けた試行が総務企画局の一部の職員を対象に行われ、課題の抽出が進められている。また、本年7月から9月にかけてオフピーク通勤の取組と連携して試行された時差勤務は、職員個々の事情に応じた柔軟な勤務の実現のみならず、適切な勤務間インターバルの確保に資する点で職員の健康管理にも有用であることから、各職場の業務調整や労務管理に留意しつつ、多くの職員が活用できるよう、本格実施に向けて引き続き検討されたい。

本年3月、人事院は、一般職の国家公務員が公益的活動等を行うための兼業に関し、許可基準を明確化する通知を発出した。本市においても、職員の勤務時間外の社会貢献活動について、営利企業への従事等に係る制限の柔軟な運用に向け、国及び他都市の運用状況を調査し、検討を進めている。職員の社会貢献活動を認めていくことで、意欲ある職員が、活動を通じて自己実現の機会や職務に活かすことのできる知識、経験を得ることが期待できるが、運用の枠組みについては、職務の遂行に支障をきたすことのないよう、十分に検討されたい。

(2) 人材の確保・育成

ア 人材の確保

高い水準を維持している民間企業の採用意欲や、国、他の地方自治体等との採用活動の競合を鑑みると、本市の職員採用をめぐる環境は依然として厳しい状況が続いている。

かかる状況下で、本委員会は、近年特に人材の獲得競争が過熱している技術系職種について、首都圏に立地する大学等において公務のやりがい等を紹介するPR動画を掲出してきた。本年は、新たに武蔵溝ノ口駅北口にもPR動画を掲出し、通学等で利用する学生等に対し、就職の選択肢として目を向けてもらうことを狙った情報発信を行っているところである。

また、本年度の障害者を対象とした職員採用選考において、障害の種類にかかわらず人材を確保することを目的として、知的障害又は精神障害のある人にも受験資格を拡大するとともに、集団討論を新たに実施することで人物重視の選考をより強化している。

本委員会は、多様化する市民ニーズや地域課題への確かつ迅速に対応できる人材を確保するために、今後もこれらの取組の効果を検証し、継続的かつ安定的な人材の確保に向けた対策を積極的に推進していく。

イ 人材の育成

本市では、平成28年3月に策定された「川崎市人材育成基本方針」に基づき、人材育成の推進に向けた様々な取組を行っているところである。

本年度からは、課長補佐及び課長級職員のマネジメント力の向上に着目した階層別研修の見直しを行っている。具体的には、新任課長補佐研修において、課長級職員を効果的に補佐するためのマネジメントに関する知識や能力の向上を図る内容とした。また、課長3年目研修においては、新任課長研修で修得したマネジメントの再確認に主眼を置き、マネジメント力の更なる伸長を図る内容に見直している。

人材育成に関する取組は、中長期的な視点で取り組むことで大きな効果を発揮することから、新規採用職員から始まる階層別研修等により各職位で求められる能力の伸長や意識の向上に引き続き取り組み、「川崎市人材育成基本方針」を踏まえ、計画的に推進されたい。

ウ 女性活躍推進・次世代育成支援

本市では、平成28年に「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」を策定し、管理職（課長級）に占める女性比率の数値目標等を設定した。3年間の計画期間の取組により、管理職（課長級）に占める女性比率は着実に増加したものの、数値目標を達成することはできなかった。これらの結果も踏まえ、本年3月に「第2期川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」

を策定した。この計画では、育児や介護など時間に制約のある時期においても個々のパフォーマンスを十分に発揮できる職場づくりを推進することを企図している。

任命権者の行ったアンケートにおいて、仕事と家庭生活の両立への不安等により、女性職員の6割以上が昇任に消極的な意向を示している中で、今後更なる女性職員の登用の拡大を図るには、将来に対する不安を軽減し、前向きなキャリアプランを持てるよう取組を推進していくことが必要である。本年度は、2年間の試行期間を経たメンター制度の本格実施のほか、従来の副市長や先輩職員との意見交換会に加え、局長級職員と若手女性職員との働き方等に関する意見交換会といった新たな取組の効果が期待されるところである。

また、次世代育成支援の取組として、本年度から、男性職員の育児休業の取得率向上に向けた取組を行っている。具体的には、全庁的にスクリーンセーバーを活用した啓発メッセージを表示するとともに、育児休業期間が1年未満であってもフルタイムの代替要員を任用できる制度の検討が進められている。

今後も引き続き、職員が抱えている将来に対する不安の分析を続けつつ、仕事と家庭生活の両立支援に向けた取組を行い、全ての職員が安心して意欲を持って働くことのできる職場環境の整備を進めていくことが望まれる。

エ 昇任制度の在り方

係長昇任選考にあっては、近年、受験率の低下が続いており、今後、昇任者の計画的確保や、効率的な業務の執行体制の維持への影響が懸念されるところである。このような現状を踏まえ、本委員会は、昨年度から係長昇任選考について見直しを進めてきた。

本年度からはさらに問題数や選考科目を見直すことで、受験に係る負担軽減を図るとともに、職務遂行能力をより重視した選考とすることとした。

また、先輩係長のメッセージなどを掲載したリーフレット「係長にチャレンジ！」を全庁に配布し、職員に対して係長昇任選考への前向きなチャレンジを促したところである。

今後とも、昇任制度の公平かつ公正な運用に努めるとともに、任命権者と連携しながら適切な係長昇任選考の在り方について検討を続けていく。

(3) 会計年度任用職員制度

会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年4月から導入されることとなり、本市においても、本年6月に会計年度任用職員の給与等に関する条例が制定された。本委員会の規則により詳細な勤務条件等について、早期に定める予定であり、任命権者においては、実際の任用が円滑に開始されるよう、制度の実施に向けた必要な準備を進められたい。

(4) 市民からの信頼確保

職員の不祥事や業務執行上のミスは依然として発生しており、盗撮や飲酒による非違行為、上司への虚偽報告といった公務員としての職の信用を傷つける事態を招いている。

任命権者においては、これまでも不祥事防止の取組を行っているところであるが、引き続き、全庁を挙げて様々な機会を通じて職員の自覚を促し、厳正な服務規律の確保と公務員倫理の確立に取り組まれたい。

また、地方自治法の改正により、令和2年度から政令指定都市等における内部統制の制度導入が義務化されたが、既に本市では、財務や情報管理に関する事務について、リスクの洗い出しや、その対策の徹底などの全市横断的なリスク管理に向けた試行的な取組が行われている。こうした取組を充実させることで市民からの信頼を確保し、法令等を遵守した適正かつ効率的な業

務を遂行されたい。

職員一人ひとりに対しては、不祥事や業務執行上のミスの発生により、市政に対する市民の信頼を失墜させる結果につながることを改めて認識し、高い規範意識と強い責任感を持って、職務に精励することを期待する。

9 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の引上げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

1 給料表

給料表については、別記のとおり改定すること。

2 諸手当

期末・勤勉手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、引上げ改定を行うこと。

3 改定の実施時期

この改定は、平成31年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,500	152,900	228,100	257,900	303,900	341,700	373,100	409,900
	2	140,400	154,700	230,000	259,900	306,200	344,200	375,600	413,000
	3	141,300	156,500	231,900	261,900	308,500	346,700	378,200	416,100
	4	142,200	158,400	233,800	263,900	310,800	349,200	380,900	419,300
	5	143,100	160,100	235,500	265,900	313,000	351,400	383,600	422,300
	6	144,200	162,000	237,400	268,000	315,200	353,900	386,300	425,400
	7	145,300	163,900	239,300	270,000	317,500	356,400	389,000	428,500
	8	146,400	165,800	241,100	272,100	319,800	358,900	391,700	431,700
	9	147,400	167,600	243,000	273,900	322,100	361,400	394,200	434,700
	10	148,700	169,500	245,000	275,800	324,300	364,000	397,000	437,800
	11	150,100	171,400	247,000	277,600	326,600	366,500	399,800	440,900
	12	151,400	173,300	248,900	279,700	328,900	369,200	402,500	444,100
	13	152,900	175,100	250,900	281,900	331,200	371,800	405,300	447,200
	14	154,700	177,000	253,000	284,000	333,500	374,400	407,900	450,400
	15	156,500	178,900	254,900	286,000	335,800	377,000	410,600	453,600
	16	158,400	180,800	256,900	288,100	338,100	379,600	413,300	456,800
	17	160,100	182,500	258,900	290,200	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	162,000	184,400	260,800	292,300	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	163,900	186,300	262,600	294,400	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	165,800	188,200	264,700	296,500	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	167,600	189,900	266,900	298,500	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	169,500	191,800	269,000	300,500	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	171,400	193,700	271,000	302,600	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	173,300	195,600	273,100	304,700	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	175,100	197,300	275,200	306,600	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	177,000	199,200	277,300	308,500	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	178,900	201,100	279,400	310,500	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	180,800	203,000	281,500	312,500	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	182,500	204,700	283,500	314,600	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	184,400	206,600	285,400	316,600	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	186,300	208,500	287,400	318,600	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	188,200	210,400	289,400	320,600	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	189,900	212,100	291,300	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	191,800	214,000	293,200	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	193,700	215,900	295,200	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	195,600	217,800	297,200	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	197,300	219,500	299,000	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	199,200	221,400	300,900	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	201,100	223,300	302,800	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	203,000	225,200	304,700	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	204,700	226,900	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	206,600	228,800	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	208,500	230,600	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	210,400	232,500	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	212,100	234,300	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	214,000	236,100	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	215,900	238,000	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	217,800	239,800	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	219,500	241,700	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	220,700	243,600	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	221,900	245,400	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	223,000	247,300	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	223,900	249,000	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	225,000	250,800	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	226,100	252,400	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	227,100	254,200	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	228,000	256,300	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	229,000	258,200	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	230,000	260,000	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	230,800	261,900	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	231,700	263,600	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	232,600	265,400	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	233,300	267,200	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	234,200	269,000	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	234,800	270,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	235,500	272,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	236,100	274,300	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	236,900	276,100	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	237,500	277,900	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	238,100	279,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	238,500	281,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	239,100	283,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任用職員以外の職員	73	239,700	285,000	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	240,200	286,800	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	240,700	288,600	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	241,200	290,400	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	241,400	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82	300,200	356,100	382,200	420,000	450,800			
83	301,700	356,700	382,700	420,500	451,300				
84	303,400	357,300	383,200	421,000	451,800				
85	305,000	357,700	383,800	421,500	452,400				
86	306,300	358,200	384,300	422,000					
87	307,500	358,700	384,800	422,500					
88	308,800	359,200	385,300	423,000					
89	310,000	359,700	385,800	423,500					
90	311,100	360,200	386,300	424,000					
91	312,200	360,700	386,800	424,500					
92	313,300	361,200	387,300	425,000					
93	314,200	361,500	387,700	425,500					
94	315,000	361,900	388,200	426,000					
95	315,900	362,400	388,700	426,500					
96	316,800	362,900	389,200	427,000					
97	317,500	363,200	389,600	427,500					
98	318,100	363,600	390,000	428,000					
99	318,700	364,000	390,400	428,500					
100	319,400	364,400	390,800	429,000					
101	319,900	364,900	391,300	429,500					
102	320,500	365,300	391,700	430,000					
103	321,100	365,700	392,100	430,500					
104	321,800	366,100	392,500	431,000					

105		322,300	366,600	393,000	431,400				
106		322,900	367,000	393,400					
107		323,500	367,400	393,800					
108		324,100	367,800	394,200					
109		324,600	368,200	394,700					
110		325,200	368,600	395,100					
111		325,800	369,000	395,500					
112		326,400	369,400	395,900					
113		326,900	369,800	396,400					
114		327,400	370,200	396,800					
115		328,000	370,600	397,200					
116		328,600	371,000	397,600					
117		329,000	371,400	398,100					
118			371,800	398,400					
119			372,200	398,700					
120			372,600	399,000					
121			373,000	399,400					
122			373,300	399,700					
123			373,600	400,000					
124			373,900	400,300					
125			374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	238,600	325,700	382,900	433,500	487,200
	2	241,500	328,500	385,400	436,100	489,600
	3	244,400	331,300	387,900	438,700	492,000
	4	247,300	334,100	390,400	441,300	494,400
	5	250,100	336,900	392,900	443,800	496,700
	6	253,000	339,800	395,500	446,400	499,100
	7	255,900	342,700	398,100	449,000	501,500
	8	258,800	345,600	400,700	451,600	503,900
	9	261,800	348,400	403,300	454,000	506,100
	10	265,100	351,400	405,900	456,400	508,400
	11	268,400	354,400	408,500	458,800	510,700
	12	271,700	357,400	411,100	461,200	513,000
	13	274,900	360,200	413,600	463,500	515,300
	14	277,700	362,800	416,200	465,900	517,600
	15	280,500	365,400	418,800	468,300	519,900
	16	283,300	368,000	421,400	470,700	522,200
	17	285,800	370,500	423,700	473,000	524,500
	18	288,400	373,000	426,300	475,400	526,700
	19	291,000	375,500	428,900	477,800	528,900
	20	293,600	378,000	431,500	480,200	531,100
	21	296,000	380,200	433,800	482,500	533,300
	22	298,600	382,500	436,200	484,800	535,500
	23	301,200	384,800	438,600	487,100	537,700
	24	303,800	387,100	441,000	489,400	539,900
	25	306,200	389,200	443,300	491,500	541,900
	26	308,700	391,300	445,700	493,700	544,000
	27	311,200	393,400	448,100	495,900	546,100
	28	313,700	395,500	450,500	498,100	548,200
	29	316,100	397,500	452,800	500,300	550,100
	30	318,600	399,500	454,800	502,200	551,800
	31	321,100	401,500	456,800	504,100	553,500
	32	323,600	403,500	458,800	506,000	555,200
	33	326,000	405,200	460,800	507,800	556,800
	34		407,200	462,600	509,500	558,400
	35		409,200	464,400	511,200	560,000
	36		411,200	466,200	512,900	561,600
	37		412,900	468,000	514,600	563,000
	38			469,800	516,100	564,300
	39			471,600	517,600	565,600
	40			473,400	519,100	566,900
	41			475,000	520,600	568,100
	42			476,700	521,800	569,100
	43			478,400	523,000	570,100
	44			480,100	524,200	571,100
	45			481,900	525,400	572,100
	46			483,600	526,600	573,100
	47			485,300	527,800	574,100
48			487,000	529,000	575,100	

49			488,700	530,000	576,100
50			490,100	531,000	577,000
51			491,500	532,000	577,900
52			492,900	533,000	578,800
53			494,100	534,000	579,700
54			494,900	535,000	580,600
55			495,700	536,000	581,500
56			496,500	537,000	582,400
57			497,300	538,000	583,300
58			498,100	539,000	584,200
59			498,900	540,000	585,100
60			499,700	541,000	586,000
61			500,400	542,000	586,900
62			501,200	543,000	587,800
63			502,000	544,000	588,700
64			502,800	545,000	589,600
65			503,400	545,900	590,500
66			504,200	546,800	591,400
67			505,000	547,700	592,300
68			505,800	548,600	593,200
69			506,400	549,400	594,100
70			507,100	550,200	595,000
71			507,800	551,000	595,900
72			508,500	551,800	596,800
73			509,300	552,700	597,700
74			510,000	553,500	598,600
75			510,700	554,300	599,500
76			511,400	555,100	600,400
77			512,100	556,000	601,300
78			512,800		
79			513,500		
80			514,200		
81			514,900		
再任用職員	291,400	336,200	382,900	433,000	487,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	139,500	152,900	228,100	257,900	303,900	341,700	373,100
	2	140,400	154,700	230,000	259,900	306,200	344,200	375,600
	3	141,300	156,500	231,900	261,900	308,500	346,700	378,200
	4	142,200	158,400	233,800	263,900	310,800	349,200	380,900
	5	143,100	160,100	235,500	265,900	313,000	351,400	383,600
	6	144,200	162,000	237,400	268,000	315,200	353,900	386,300
	7	145,300	163,900	239,300	270,000	317,500	356,400	389,000
	8	146,400	165,800	241,100	272,100	319,800	358,900	391,700
	9	147,400	167,600	243,000	273,900	322,100	361,400	394,200
	10	148,700	169,500	245,000	275,800	324,300	364,000	397,000
	11	150,100	171,400	247,000	277,600	326,600	366,500	399,800
	12	151,400	173,300	248,900	279,700	328,900	369,200	402,500
	13	152,900	175,100	250,900	281,900	331,200	371,800	405,300
	14	154,700	177,000	253,000	284,000	333,500	374,400	407,900
	15	156,500	178,900	254,900	286,000	335,800	377,000	410,600
	16	158,400	180,800	256,900	288,100	338,100	379,600	413,300
	17	160,100	182,500	258,900	290,200	340,300	382,300	415,900
	18	162,000	184,400	260,800	292,300	342,600	384,800	418,600
	19	163,900	186,300	262,600	294,400	344,900	387,300	421,300
	20	165,800	188,200	264,700	296,500	347,100	389,800	424,000
	21	167,600	189,900	266,900	298,500	349,500	392,300	426,500
	22	169,500	191,800	269,000	300,500	351,800	394,600	429,100
	23	171,400	193,700	271,000	302,600	354,100	397,000	431,700
	24	173,300	195,600	273,100	304,700	356,500	399,400	434,300
	25	175,100	197,300	275,200	306,600	358,700	401,900	436,700
	26	177,000	199,200	277,300	308,500	361,000	404,200	439,200
	27	178,900	201,100	279,400	310,500	363,300	406,500	441,700
	28	180,800	203,000	281,500	312,500	365,600	408,800	444,200
	29	182,500	204,700	283,500	314,600	367,700	411,200	446,500
	30	184,400	206,600	285,400	316,600	369,900	413,200	448,700
	31	186,300	208,500	287,400	318,600	372,100	415,200	450,900
	32	188,200	210,400	289,400	320,600	374,300	417,200	453,100
	33	189,900	212,100	291,300	322,600	376,500	419,300	455,100
	34	191,800	214,000	293,200	324,600	378,500	420,500	456,700
	35	193,700	215,900	295,200	326,600	380,500	421,800	458,300
	36	195,600	217,800	297,200	328,500	382,500	423,000	459,900
	37	197,300	219,500	299,000	330,600	384,300	424,100	461,400
	38	199,200	221,400	300,900	332,600	386,100	424,900	462,200
	39	201,100	223,300	302,800	334,500	387,800	425,700	463,000
	40	203,000	225,200	304,700	336,500	389,500	426,500	463,800
	41	204,700	226,900	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400
	42	206,600	228,800	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100
	43	208,500	230,600	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800
	44	210,400	232,500	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500
	45	212,100	234,300	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100
	46	214,000	236,100	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800
	47	215,900	238,000	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500
	48	217,800	239,800	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200

	49	219,500	241,700	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800
	50	221,400	243,600	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500
	51	223,300	245,400	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200
	52	225,200	247,300	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900
	53	226,900	249,000	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500
	54	228,800	250,800	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200
	55	230,600	252,400	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900
	56	232,500	254,200	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600
	57	234,300	256,300	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200
	58	236,100	258,200	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900
	59	238,000	260,000	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600
	60	239,800	261,900	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300
	61	241,700	263,600	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900
	62	243,600	265,400	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500
	63	245,400	267,200	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100
	64	247,300	269,000	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700
	65	249,000	270,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200
	66	250,800	272,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800
	67	252,400	274,300	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400
	68	254,200	276,100	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000
	69	256,300	277,900	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500
	70	258,200	279,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100
	71	260,000	281,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700
	72	261,900	283,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300
再任用職員以外の職員	73	263,600	285,000	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800
	74	265,400	286,800	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400
	75	267,200	288,600	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000
	76	269,000	290,400	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600
	77	270,800	292,100	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100
	78		293,800	353,700	380,100	417,900	448,700	
	79		295,500	354,300	380,600	418,500	449,200	
	80		297,000	354,900	381,200	419,100	449,700	
	81		298,600	355,600	381,700	419,500	450,300	
	82		300,200	356,100	382,200	420,000	450,800	
	83		301,700	356,700	382,700	420,500	451,300	
	84		303,400	357,300	383,200	421,000	451,800	
	85		305,000	357,700	383,800	421,500	452,400	
	86		306,300	358,200	384,300	422,000		
87		307,500	358,700	384,800	422,500			
88		308,800	359,200	385,300	423,000			
89		310,000	359,700	385,800	423,500			
90		311,100	360,200	386,300	424,000			
91		312,200	360,700	386,800	424,500			
92		313,300	361,200	387,300	425,000			
93		314,200	361,500	387,700	425,500			
94		315,000	361,900	388,200	426,000			
95		315,900	362,400	388,700	426,500			
96		316,800	362,900	389,200	427,000			
97		317,500	363,200	389,600	427,500			
98		318,100	363,600	390,000	428,000			
99		318,700	364,000	390,400	428,500			
100		319,400	364,400	390,800	429,000			
101		319,900	364,900	391,300	429,500			
102		320,500	365,300	391,700	430,000			
103		321,100	365,700	392,100	430,500			
104		321,800	366,100	392,500	431,000			

	105		322,300	366,600	393,000	431,400		
	106		322,900	367,000	393,400			
	107		323,500	367,400	393,800			
	108		324,100	367,800	394,200			
	109		324,600	368,200	394,700			
	110		325,200	368,600	395,100			
	111		325,800	369,000	395,500			
	112		326,400	369,400	395,900			
	113		326,900	369,800	396,400			
	114		327,400	370,200	396,800			
	115		328,000	370,600	397,200			
	116		328,600	371,000	397,600			
	117		329,000	371,400	398,100			
	118			371,800	398,400			
	119			372,200	398,700			
	120			372,600	399,000			
	121			373,000	399,400			
	122			373,300	399,700			
	123			373,600	400,000			
	124			373,900	400,300			
	125			374,000	400,700			
	126			374,100	401,000			
	127			374,200	401,300			
	128			374,300	401,600			
	129			374,500	402,000			
	130			374,600	402,300			
	131			374,700	402,600			
	132			374,800	402,900			
	133			374,900	403,300			
	134			375,000	403,600			
	135			375,100	403,900			
	136			375,200	404,200			
	137			375,300	404,600			
	138			375,400				
	139			375,500				
	140			375,600				
	141			375,700				
	142			375,800				
	143			375,900				
	144			376,000				
	145			376,100				
	146			376,200				
	147			376,300				
	148			376,400				
	149			376,500				
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	202,900	258,000	294,700	350,400
	2	205,000	260,900	298,000	353,200
	3	207,100	263,800	301,300	356,000
	4	209,200	266,700	304,600	358,800
	5	211,300	269,400	307,800	361,000
	6	213,500	272,200	311,100	363,500
	7	215,700	275,000	314,400	366,000
	8	217,900	277,800	317,700	368,500
	9	219,900	280,300	321,000	370,800
	10	222,200	283,000	324,400	373,300
	11	224,500	285,700	327,800	375,800
	12	226,800	288,400	331,200	378,300
	13	228,800	290,700	334,300	380,600
	14	231,100	293,300	337,000	383,100
	15	233,400	295,900	339,700	385,600
	16	235,700	298,500	342,400	388,100
	17	237,900	301,100	344,900	390,400
	18	240,300	303,700	347,200	392,900
	19	242,700	306,300	349,500	395,400
	20	245,100	308,900	351,800	397,900
	21	247,400	311,400	353,900	400,200
	22	250,000	314,000	356,000	402,700
	23	252,600	316,600	358,100	405,200
	24	255,200	319,200	360,200	407,700
	25	257,700	321,600	362,300	410,000
	26	260,300	323,900	364,400	412,500
	27	262,900	326,200	366,500	415,000
	28	265,500	328,500	368,600	417,500
	29	267,900	330,400	370,600	419,800
	30	270,400	332,500	372,600	422,300
	31	272,900	334,600	374,600	424,800
	32	275,400	336,700	376,600	427,300
	33	277,700	338,800	378,500	429,500
	34	280,000	340,900	380,300	432,000
	35	282,300	343,000	382,100	434,500
	36	284,600	345,100	383,900	437,000
	37	286,800	347,100	385,300	439,200
	38	288,900	349,100	387,000	441,700
	39	291,000	351,100	388,700	444,200
	40	293,100	353,100	390,400	446,700
	41	294,800	355,000	392,000	448,900
	42	296,400	356,800	393,500	451,400
	43	298,000	358,600	395,100	453,900
	44	299,600	360,400	396,700	456,400
	45	301,100	361,800	398,100	458,600
	46	302,400	363,500	399,600	461,100
	47	303,700	365,200	401,100	463,600
	48	305,000	366,900	402,600	466,100

	49	306,100	368,400	404,100	468,300
	50	307,200	369,900	405,600	470,400
	51	308,300	371,500	407,100	472,500
	52	309,400	373,100	408,600	474,600
	53	310,200	374,400	409,800	476,600
	54	311,300	375,900	411,100	478,500
	55	312,400	377,400	412,400	480,400
	56	313,500	378,900	413,700	482,300
	57	314,200	380,400	415,000	484,000
	58	315,200	381,900	416,200	485,800
	59	316,200	383,400	417,400	487,600
	60	317,200	384,900	418,600	489,400
	61	318,200	386,100	419,800	491,000
	62	319,200	387,300	420,900	492,700
再任用職員以外の職員	63	320,200	388,600	422,000	494,400
	64	321,200	389,900	423,100	496,100
	65	322,200	391,300	424,000	497,900
	66	323,200	392,500	425,000	499,400
	67	324,200	393,700	426,000	500,900
	68	325,200	394,900	427,000	502,400
	69	326,200	396,100	427,800	504,000
	70	327,100	397,100	428,600	505,400
	71	328,100	398,100	429,400	506,800
	72	329,100	399,100	430,200	508,200
	73	329,900	400,200	431,000	509,400
	74	330,800	401,100	431,600	510,500
	75	331,700	402,000	432,200	511,600
	76	332,600	402,900	432,800	512,700
	77	333,400	403,700	433,500	513,700
	78	334,300	404,500	434,100	514,700
79	335,200	405,300	434,700	515,700	
80	336,100	406,100	435,300	516,700	
81	336,900	406,500	436,000	517,700	
82	337,800	407,100	436,600	518,500	
83	338,700	407,700	437,200	519,300	
84	339,600	408,300	437,800	520,100	
85	340,300	408,900	438,500	520,700	
86	341,200	409,500	439,100	521,500	
87	342,100	410,100	439,700	522,300	
88	343,000	410,700	440,300	523,100	
89	343,600	411,100	441,000	523,700	
90	344,300	411,600	441,600	524,500	
91	345,000	412,100	442,200	525,300	
92	345,700	412,600	442,800	526,100	
93	346,300	413,200	443,500	526,700	
94	347,000	413,700	444,100	527,500	
95	347,700	414,200	444,700	528,300	
96	348,400	414,700	445,300	529,100	
97	349,000	415,200	445,800	529,700	
98	349,700	415,700	446,400	530,400	
99	350,400	416,200	447,000	531,100	
100	351,100	416,700	447,600	531,800	
101	351,400	417,200	448,100	532,500	
102	352,000	417,700	448,700	533,200	
103	352,600	418,200	449,300	533,900	
104	353,200	418,700	449,900	534,600	

	105	353,800	419,200	450,400	535,300
	106	354,400	419,700	451,000	536,000
	107	355,000	420,200	451,600	536,700
	108	355,600	420,700	452,200	537,400
	109	356,000	421,200	452,700	538,100
	110	356,500	421,700		
	111	357,000	422,200		
	112	357,500	422,700		
	113	357,900	423,200		
	114	358,400			
	115	358,900			
	116	359,400			
	117	359,800			
	118	360,300			
	119	360,800			
	120	361,300			
	121	361,700			
	122	362,200			
	123	362,700			
	124	363,200			
	125	363,600			
	126	364,100			
	127	364,600			
	128	365,100			
	129	365,500			
再任用職員		270,700	283,200	307,400	377,400

備考 この表は、看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,800	183,000	284,100	322,400	405,600
	2	152,100	184,900	287,000	324,600	407,600
	3	153,400	186,800	289,900	326,800	409,600
	4	154,700	188,700	292,700	329,000	411,600
	5	156,100	190,600	295,400	331,300	413,500
	6	157,600	192,500	298,300	333,600	415,500
	7	159,100	194,400	301,200	335,900	417,500
	8	160,600	196,300	304,000	338,200	419,500
	9	162,100	198,300	306,600	340,300	421,400
	10	163,600	200,300	309,300	342,400	423,400
	11	165,100	202,300	312,000	344,500	425,400
	12	166,600	204,300	314,700	346,600	427,400
	13	168,100	206,100	317,400	348,500	429,500
	14	169,900	208,100	319,600	350,600	431,400
	15	171,700	210,100	321,800	352,700	433,300
	16	173,500	212,100	324,000	354,800	435,200
	17	175,000	213,900	326,300	356,700	437,200
	18	176,900	216,500	328,500	358,800	439,100
	19	178,800	219,100	330,700	360,900	441,000
	20	180,700	221,700	332,900	363,000	442,900
	21	182,600	224,100	335,200	364,900	444,600
	22	184,500	226,800	337,300	367,000	446,400
	23	186,400	229,500	339,400	369,100	448,200
	24	188,300	232,200	341,500	371,200	450,000
	25	190,200	235,000	343,400	373,000	451,800
	26	192,100	237,700	345,500	375,000	453,500
	27	194,000	240,400	347,600	377,000	455,200
	28	195,900	243,100	349,700	379,000	456,900
	29	197,800	245,900	351,400	381,000	458,500
	30	199,700	248,600	353,400	383,000	460,000
	31	201,600	251,300	355,400	385,000	461,500
	32	203,500	254,000	357,400	387,000	463,000
	33	205,400	256,800	359,200	388,800	464,400
	34	207,300	259,500	361,200	390,800	465,600
	35	209,200	262,200	363,200	392,800	466,800
	36	211,100	264,900	365,200	394,800	468,000
	37	212,900	267,700	367,000	396,600	469,100
	38	214,800	270,600	368,900	398,300	470,200
	39	216,700	273,400	370,800	400,000	471,300
	40	218,600	276,300	372,700	401,700	472,400
	41	220,400	279,100	374,600	403,400	473,300
	42	222,300	282,000	376,400	405,000	474,000
	43	224,200	284,900	378,200	406,600	474,700
	44	226,100	287,700	380,000	408,200	475,400
	45	227,800	290,400	381,700	409,800	476,200
	46	229,600	293,300	383,400	411,400	476,900
	47	231,400	296,200	385,100	413,000	477,600
	48	233,200	299,000	386,800	414,600	478,300

	49	234,700	301,600	388,500	416,100	478,800
	50	236,400	304,300	390,100	417,700	479,400
	51	238,100	307,000	391,700	419,300	480,000
	52	239,800	309,700	393,300	420,900	480,600
	53	241,400	312,300	394,700	422,300	481,300
	54	243,100	314,500	396,200	423,900	481,900
	55	244,800	316,700	397,700	425,500	482,500
	56	246,500	318,900	399,200	427,100	483,100
	57	248,100	321,200	400,600	428,500	483,700
	58	249,800	323,400	402,000	430,100	
	59	251,500	325,600	403,400	431,700	
	60	253,200	327,800	404,800	433,300	
	61	254,700	329,800	406,300	434,700	
	62	256,400	331,900	407,600	436,300	
	63	258,100	334,000	408,900	437,900	
	64	259,800	336,100	410,200	439,500	
	65	261,300	337,900	411,400	440,800	
	66	263,000	340,000	412,700	442,200	
	67	264,700	342,100	414,000	443,600	
	68	266,400	344,200	415,300	445,000	
	69	267,800	345,900	416,500	446,400	
	70	269,000	347,900	417,800	447,500	
	71	270,200	349,900	419,100	448,600	
	72	271,400	351,900	420,400	449,700	
	73	272,500	353,700	421,400	450,900	
	74	273,700	355,600	422,600	451,900	
	75	274,900	357,500	423,800	452,900	
	76	276,100	359,400	425,000	453,900	
	77	277,200	361,300	426,100	454,900	
	78	278,500	363,200	427,300	455,600	
	79	279,800	365,100	428,500	456,300	
	80	281,100	367,000	429,700	457,000	
再任用職員以外の職員	81	281,900	368,900	430,800	457,600	
	82	283,100	370,500	431,900	458,200	
	83	284,300	372,100	433,000	458,800	
	84	285,500	373,700	434,100	459,400	
	85	286,600	375,100	435,200	459,900	
	86	287,700	376,500	436,200		
	87	288,800	377,900	437,200		
	88	289,900	379,300	438,200		
	89	290,700	380,800	439,000		
	90	291,700	382,200	439,700		
	91	292,700	383,600	440,400		
	92	293,700	385,000	441,100		
	93	294,500	386,500	441,600		
	94	295,400	387,900	442,200		
	95	296,300	389,300	442,800		
	96	297,200	390,700	443,400		
	97	298,100	391,900	443,800		
	98	299,000	393,100	444,200		
	99	299,900	394,300	444,600		
	100	300,800	395,500	445,000		
	101	301,700	396,800	445,500		
	102	302,600	397,800	445,900		
	103	303,500	398,800	446,300		
	104	304,400	399,800	446,700		

105	305,200	400,900	447,000
106	305,800	401,900	447,400
107	306,400	402,900	447,800
108	307,000	403,900	448,200
109	307,700	404,900	448,400
110	308,200	405,800	
111	308,700	406,700	
112	309,200	407,600	
113	309,700	408,300	
114	310,200	409,100	
115	310,700	409,900	
116	311,200	410,700	
117	311,700	411,400	
118	312,200	412,200	
119	312,700	413,000	
120	313,200	413,800	
121	313,500	414,400	
122	313,900	415,200	
123	314,300	416,000	
124	314,700	416,800	
125	314,900	417,400	
126	315,200	418,100	
127	315,500	418,800	
128	315,800	419,500	
129	316,200	420,000	
130		420,600	
131		421,200	
132		421,800	
133		422,500	
134		423,000	
135		423,500	
136		424,000	
137		424,600	
138		425,000	
139		425,400	
140		425,800	
141		426,200	
142		426,600	
143		427,000	
144		427,400	
145		427,600	
146		427,900	
147		428,200	
148		428,500	
149		428,900	
150		429,200	
151		429,500	
152		429,800	
153		430,100	
154		430,400	
155		430,700	
156		431,000	
157		431,300	
158		431,600	
159		431,900	
160		432,200	

	161		432,500			
	162		432,800			
	163		433,100			
	164		433,400			
	165		433,500			
再任用職員		225,500	268,900	297,800	326,500	405,600

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

義務教育諸学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,700	172,900	248,800	286,100	397,200
	2	159,200	174,800	251,300	288,500	398,600
	3	160,700	176,700	253,600	290,900	400,100
	4	162,200	178,800	255,900	293,300	401,600
	5	163,800	180,700	257,200	295,700	402,900
	6	165,500	182,900	259,400	298,000	404,300
	7	167,200	185,000	261,400	300,200	405,800
	8	168,900	187,200	263,600	302,300	407,300
	9	170,500	189,500	265,500	304,800	408,700
	10	172,400	192,300	267,500	307,200	410,100
	11	174,300	194,900	269,700	309,800	411,500
	12	176,200	197,600	271,800	312,400	412,700
	13	178,000	200,400	273,800	313,900	414,000
	14	180,200	202,000	275,700	315,800	415,400
	15	182,400	203,700	277,600	317,900	416,700
	16	184,500	205,400	279,500	320,000	418,100
	17	186,800	207,200	281,700	322,100	419,300
	18	189,400	208,900	284,100	324,100	420,600
	19	191,900	210,500	286,400	326,400	421,700
	20	194,300	212,100	288,500	328,500	423,000
	21	196,400	213,800	290,500	330,300	424,200
	22	198,100	215,600	292,700	332,400	425,200
	23	199,800	217,400	295,000	334,500	426,500
	24	201,400	219,000	297,500	336,600	427,800
	25	202,900	220,600	299,600	338,500	429,100
	26	204,600	222,500	301,800	340,400	430,200
	27	206,300	224,400	304,000	342,300	431,200
	28	207,900	226,200	306,200	344,200	432,300
	29	209,400	227,900	308,100	346,000	433,600
	30	210,900	230,200	310,300	347,800	434,600
	31	212,600	232,800	312,300	349,500	435,800
	32	214,100	235,400	314,500	351,300	436,900
	33	215,700	238,000	316,300	352,800	438,100
	34	217,400	240,700	318,400	354,500	438,900
	35	219,200	243,300	320,500	356,100	439,800
	36	220,700	245,700	322,500	357,900	440,500
	37	221,900	247,900	324,500	359,400	441,400
	38	223,400	250,300	326,500	360,900	442,100
	39	225,100	252,500	328,600	362,400	442,800
	40	226,800	254,700	330,700	363,900	443,600
	41	228,100	256,900	332,700	365,200	444,600
	42	229,800	259,200	334,800	366,500	445,300
	43	231,300	261,400	336,900	367,800	446,100
	44	232,800	263,500	339,000	369,400	446,900
	45	234,100	265,500	340,900	371,000	447,800
	46	235,400	267,400	342,800	372,300	448,500
	47	236,500	269,300	344,800	373,900	449,300
	48	237,700	271,200	346,700	375,400	450,100

	49	239,300	273,300	348,900	376,700	451,000
	50	240,600	275,300	350,800	378,200	451,700
	51	241,800	277,100	352,500	379,700	452,500
	52	243,200	278,800	354,400	381,000	453,300
	53	244,400	280,500	355,800	382,200	454,200
	54	245,700	282,600	357,500	383,500	455,000
	55	247,000	284,900	359,200	384,600	455,800
	56	248,100	287,300	360,700	385,700	456,500
	57	249,400	289,400	361,600	387,000	457,400
	58	250,500	291,700	363,100	388,200	
	59	251,600	294,000	364,500	389,400	
	60	252,700	296,300	365,900	390,600	
	61	254,100	298,700	367,000	391,800	
	62	255,400	301,100	368,300	392,800	
	63	256,800	303,500	369,700	394,100	
	64	257,900	305,800	371,000	395,400	
	65	259,100	307,900	372,200	396,600	
	66	260,500	310,100	373,500	397,700	
	67	261,900	312,100	374,700	398,800	
	68	263,300	314,300	376,000	399,900	
	69	263,900	316,100	377,300	400,900	
	70	265,400	318,200	378,400	401,900	
	71	266,500	320,300	379,700	402,900	
	72	267,800	322,300	381,000	403,800	
	73	268,700	324,300	382,300	404,800	
	74	269,700	326,400	383,100	405,500	
	75	271,000	328,500	384,200	406,200	
	76	272,300	330,700	385,200	406,900	
	77	273,400	332,500	386,200	407,600	
	78	274,600	334,200	387,000	408,200	
	79	275,700	336,100	388,100	408,900	
	80	276,900	337,800	389,200	409,600	
再任 用職 員以 外の 職員	81	278,000	339,300	390,000	410,400	
	82	279,100	341,000	390,700	411,100	
	83	280,200	342,700	391,600	411,800	
	84	281,400	344,400	392,500	412,400	
	85	282,500	345,800	393,300	413,000	
	86	283,600	347,200	394,100	413,500	
	87	284,600	348,700	394,900	414,100	
	88	285,800	350,100	395,700	414,800	
	89	286,800	351,500	396,300	415,500	
	90	287,900	352,800	397,000	416,100	
	91	289,000	354,200	397,700	416,700	
	92	290,100	355,500	398,400	417,200	
	93	290,900	357,000	399,000	417,700	
	94	291,800	358,300	399,700	418,200	
	95	292,800	359,500	400,400	418,800	
	96	294,000	360,700	401,200	419,400	
	97	295,000	361,700	401,900	419,900	
	98	296,100	362,700	402,700	420,400	
	99	297,000	363,600	403,400	420,900	
	100	298,100	364,600	404,200	421,500	
	101	299,000	365,500	404,800	422,000	
	102	300,100	366,500	405,500	422,500	
	103	301,100	367,500	406,200	423,100	
	104	302,100	368,400	406,900	423,700	

105	302,900	369,200	407,600	424,200
106	303,600	370,100	408,300	424,700
107	304,400	371,000	409,000	425,200
108	305,200	371,900	409,800	425,800
109	306,000	372,800	410,400	426,300
110	306,400	373,700	410,900	426,800
111	306,800	374,700	411,400	427,400
112	307,400	375,700	411,900	428,000
113	308,000	376,300	412,500	428,500
114	308,300	377,100	412,900	429,000
115	308,800	378,000	413,400	429,500
116	309,300	378,900	413,900	430,100
117	309,900	379,700	414,500	430,700
118	310,300	380,400	415,000	431,100
119	310,700	381,100	415,500	431,700
120	311,200	381,900	416,000	432,300
121	311,800	382,500	416,500	432,700
122	312,100	383,300	417,000	
123	312,600	384,000	417,500	
124	313,100	384,700	418,000	
125	313,700	385,200	418,600	
126	314,000	385,900	419,100	
127	314,300	386,400	419,600	
128	314,500	387,000	420,100	
129	314,800	387,700	420,600	
130	315,000	388,300	421,100	
131	315,300	388,800	421,600	
132	315,600	389,300	422,100	
133	315,800	389,600	422,700	
134	316,000	390,100	423,300	
135	316,200	390,700	423,700	
136	316,500	391,300	424,200	
137	316,800	391,900	424,800	
138	317,000	392,400		
139	317,300	393,000		
140	317,600	393,600		
141	317,800	394,000		
142	318,000	394,500		
143	318,300	395,000		
144	318,500	395,600		
145	318,800	396,100		
146	318,900	396,600		
147	319,200	397,100		
148	319,500	397,700		
149	319,800	398,200		
150	319,900	398,600		
151	320,200	399,100		
152	320,500	399,600		
153	320,800	400,200		
154	321,000	400,600		
155	321,300	401,100		
156	321,600	401,700		
157	321,800	402,300		
158	322,000	402,700		
159	322,300	403,100		
160	322,600	403,700		

161	322,700	404,300			
162	323,000	404,700			
163	323,300	405,300			
164	323,500	405,800			
165	323,600	406,400			
166		406,800			
167		407,300			
168		407,800			
169		408,400			
170		408,800			
171		409,400			
172		409,900			
173		410,500			
174		410,900			
175		411,400			
176		411,900			
177		412,500			
178		412,900			
179		413,400			
180		413,900			
181		414,500			
182		415,000			
183		415,600			
184		416,000			
185		416,500			
再任用職員	228,300	264,600	289,500	316,700	397,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円を加算した額とする。

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	152,900	197,600	228,100	257,900	303,900	341,700	373,100	409,900
	2	154,700	199,500	230,000	259,900	306,200	344,200	375,600	413,000
	3	156,500	201,500	231,900	261,900	308,500	346,700	378,200	416,100
	4	158,400	203,400	233,800	263,900	310,800	349,200	380,900	419,300
	5	160,100	205,000	235,500	265,900	313,000	351,400	383,600	422,300
	6	162,000	206,900	237,400	268,000	315,200	353,900	386,300	425,400
	7	163,900	208,900	239,300	270,000	317,500	356,400	389,000	428,500
	8	165,800	210,800	241,100	272,100	319,800	358,900	391,700	431,700
	9	167,600	212,400	243,000	273,900	322,100	361,400	394,200	434,700
	10	169,500	214,300	245,000	275,800	324,300	364,000	397,000	437,800
	11	171,400	216,300	247,000	277,600	326,600	366,500	399,800	440,900
	12	173,300	218,100	248,900	279,700	328,900	369,200	402,500	444,100
	13	175,100	219,800	250,900	281,900	331,200	371,800	405,300	447,200
	14	177,000	221,800	253,000	284,000	333,500	374,400	407,900	450,400
	15	178,900	223,700	254,900	286,000	335,800	377,000	410,600	453,600
	16	180,800	225,500	256,900	288,100	338,100	379,600	413,300	456,800
	17	182,500	227,300	258,900	290,200	340,300	382,300	415,900	459,800
	18	184,400	229,400	260,800	292,300	342,600	384,800	418,600	462,900
	19	186,300	231,500	262,600	294,400	344,900	387,300	421,300	466,100
	20	188,200	233,500	264,700	296,500	347,100	389,800	424,000	469,300
	21	189,900	235,200	266,900	298,500	349,500	392,300	426,500	472,300
	22	191,800	237,200	269,000	300,500	351,800	394,600	429,100	475,400
	23	193,700	239,000	271,000	302,600	354,100	397,000	431,700	478,500
	24	195,600	241,000	273,100	304,700	356,500	399,400	434,300	481,600
	25	197,300	242,900	275,200	306,600	358,700	401,900	436,700	484,700
	26	199,200	244,800	277,300	308,500	361,000	404,200	439,200	487,600
	27	201,100	246,500	279,400	310,500	363,300	406,500	441,700	490,500
	28	203,000	248,500	281,500	312,500	365,600	408,800	444,200	493,500
	29	204,700	250,500	283,500	314,600	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	206,600	252,400	285,400	316,600	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	208,500	254,200	287,400	318,600	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	210,400	256,200	289,400	320,600	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	212,100	258,100	291,300	322,600	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	214,000	260,000	293,200	324,600	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	215,900	261,800	295,200	326,600	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	217,800	263,700	297,200	328,500	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	219,500	265,700	299,000	330,600	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	221,400	267,500	300,900	332,600	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	223,300	269,400	302,800	334,500	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	225,200	271,300	304,700	336,500	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	226,900	273,200	306,600	338,600	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	228,800	274,900	308,500	340,600	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	230,600	276,800	310,400	342,600	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	232,500	278,700	312,300	344,600	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	234,300	280,700	314,200	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	236,100	282,500	316,100	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	238,000	284,400	317,900	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	239,800	286,400	319,800	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	241,700	288,200	321,700	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	243,600	290,000	323,400	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	245,400	291,900	325,100	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	247,300	293,900	326,900	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	249,000	295,600	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	250,800	297,400	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	252,400	299,200	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	254,200	300,900	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	256,300	302,500	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	258,200	304,100	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	260,000	305,700	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	261,900	307,400	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	263,600	309,200	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	265,400	310,600	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	267,200	312,100	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	269,000	313,500	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	270,800	314,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	272,500	316,200	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	274,300	317,600	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	276,100	319,000	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	277,900	320,100	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	279,600	321,200	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	281,400	322,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	283,200	323,500	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任 用職 員以 外の 職員	73	285,000	324,500	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	286,800	325,200	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	288,600	326,100	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	290,400	327,000	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	292,100	328,000	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78	293,800	328,700	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79	295,500	329,600	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80	297,000	330,400	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81	298,600	331,200	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82	300,200	332,000	356,100	382,200	420,000	450,800		
83	301,700	332,800	356,700	382,700	420,500	451,300			
84	303,400	333,600	357,300	383,200	421,000	451,800			
85	305,000	334,400	357,700	383,800	421,500	452,400			
86	306,300	335,100	358,200	384,300	422,000				
87	307,500	335,800	358,700	384,800	422,500				
88	308,800	336,400	359,200	385,300	423,000				
89	310,000	337,000	359,700	385,800	423,500				
90	311,100	337,600	360,200	386,300	424,000				
91	312,200	338,300	360,700	386,800	424,500				
92	313,300	339,000	361,200	387,300	425,000				
93	314,200	339,500	361,500	387,700	425,500				
94	315,000	340,000	361,900	388,200	426,000				
95	315,900	340,600	362,400	388,700	426,500				
96	316,800	341,200	362,900	389,200	427,000				
97	317,500	341,700	363,200	389,600	427,500				
98	318,100	342,300	363,600	390,000	428,000				
99	318,700	342,900	364,000	390,400	428,500				
100	319,400	343,500	364,400	390,800	429,000				
101	319,900	343,900	364,900	391,300	429,500				
102	320,500	344,400	365,300	391,700	430,000				
103	321,100	345,000	365,700	392,100	430,500				
104	321,800	345,500	366,100	392,500	431,000				

	105	322,300	346,100	366,600	393,000	431,400			
	106	322,900	346,600	367,000	393,400				
	107	323,500	347,200	367,400	393,800				
	108	324,100	347,800	367,800	394,200				
	109	324,600	348,300	368,200	394,700				
	110	325,200	348,800	368,600	395,100				
	111	325,800	349,400	369,000	395,500				
	112	326,400	350,000	369,400	395,900				
	113	326,900	350,500	369,800	396,400				
	114	327,400		370,200	396,800				
	115	328,000		370,600	397,200				
	116	328,600		371,000	397,600				
	117	329,000		371,400	398,100				
	118	329,500		371,800	398,400				
	119	330,100		372,200	398,700				
	120	330,700		372,600	399,000				
	121	331,100		373,000	399,400				
	122	331,700		373,300	399,700				
	123	332,300		373,600	400,000				
	124	332,900		373,900	400,300				
	125	333,200		374,000	400,700				
	126			374,100	401,000				
	127			374,200	401,300				
	128			374,300	401,600				
	129			374,500	402,000				
	130			374,600	402,300				
	131			374,700	402,600				
	132			374,800	402,900				
	133			374,900	403,300				
	134			375,000	403,600				
	135			375,100	403,900				
	136			375,200	404,200				
	137			375,300	404,600				
	138			375,400					
	139			375,500					
	140			375,600					
	141			375,700					
	142			375,800					
	143			375,900					
	144			376,000					
	145			376,100					
	146			376,200					
	147			376,300					
	148			376,400					
	149			376,500					
再任用職員		209,100	215,900	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

参 考 资 料

目 次

第 1 部 職員の給与等の実態

第 1 表	給料表別平均給与月額	45
第 2 表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	46
第 3 表	給料表別、学歴別人員分布	47
第 4 表	給料表別、年齢別人員分布	48
第 5 表	給料表別、勤続年数別人員分布	50
第 6 表	給料表別、級別及び号給別人員分布	52
第 7 表	扶養手当の支給状況	102
第 8 表	住居手当の支給状況	104
第 9 表	管理職手当の支給状況	105

第 2 部 民間給与等の実態

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要	107	
第 10 表	産業別、企業規模別調査事業所数	108
第 11 表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	109
第 12 表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	110
第 13 表	民間における初任給の改定状況	120
第 14 表	民間における家族手当の支給状況	120
第 15 表	民間における住宅手当の支給状況	121
第 16 表	民間における特別給の支給状況	121
第 17 表	民間における給与改定の状況	121
第 18 表	民間における定期昇給の実施状況	122
第 19 表	民間における昇給制度の状況	122
第 20 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	122

第 3 部 労働経済指標

第 21 表	費目別、世帯人員別標準生計費	123
第 22 表	労働経済指標	124

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
行政職給料表(1)	328,253	7,793	55,324	3,867	9,727	0	404,964
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	330,902	7,929	55,796	3,886	9,897	0	408,410
行政職給料表(2)	336,696	10,312	55,521	1,247	-	0	403,776
医療職給料表(1)	514,275	10,165	96,602	3,075	79,320	132,415	835,852
医療職給料表(2)	317,787	3,033	52,456	3,700	7,030	0	384,006
大学教育職給料表	424,800	9,300	71,195	2,929	10,867	0	519,091
高等学校教育職給料表	384,556	9,182	63,575	4,489	3,609	0	465,411
義務教育諸学校教育職給料表	338,412	5,595	55,732	5,668	4,318	0	409,725
消防職給料表	302,650	12,992	51,147	5,037	4,027	0	375,853
全給料表 (企業職を除く。)	331,369	7,584	55,250	4,407	6,362	181	405,153

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	331,050	6,456	54,839	5,149	5,237	4,048	406,779
全給料表 (企業職を含む。)	329,129	7,666	54,921	4,367	6,462	1,981	404,526

(注)1 数値については、平成31年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 給料には「教職調整額」を含む。

3 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、単身赴任手当(基礎額)及び寒冷地手当の支給はない。

4 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

給料表 \ 区分	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	6,009	41.5	17.0
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	5,906	41.8	17.3
行政職給料表(2)	1,173	51.0	23.4
医療職給料表(1)	20	51.3	13.0
医療職給料表(2)	522	40.7	14.7
大学教育職給料表	21	52.3	10.7
高等学校教育職給料表	332	43.9	14.8
義務教育諸学校教育職給料表	5,136	38.7	12.2
消防職給料表	1,389	37.2	14.8
合 計	14,602	40.9	15.5

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,657	41.3	14.6
企業職を含めた総合計	17,259	41.0	15.3

第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	6,009	4,593	870	544	2
行政職給料表(2)	1,173	121	137	838	77
医療職給料表(1)	20	20	-	-	-
医療職給料表(2)	522	448	70	4	0
大学教育職給料表	21	21	0	0	0
高等学校教育職給料表	332	319	4	9	0
義務教育諸学校教育職給料表	5,136	4,885	251	0	0
消防職給料表	1,389	878	197	314	0
合 計	14,602	11,285	1,529	1,709	79

構 成 比	100.0%	77.3%	10.5%	11.7%	0.5%
-------	--------	-------	-------	-------	------

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,657	1,300	775	530	52
企業職を含めた総合計	17,259	12,585	2,304	2,239	131

構 成 比	100.0%	72.9%	13.3%	13.0%	0.8%
-------	--------	-------	-------	-------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年 齡	給料表 行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
歳	人	人	人	人	人
18	3				
19	5				
20	13				
21	15				
22	100	1		3	
23	87			6	
24	112			10	
25	108			17	
26	128	2		15	
27	108			15	
28	123	1		16	
29	124			22	
30	135			9	
31	151			14	
32	142	2		15	
33	134	2	1	17	
34	156	1		15	
35	137			14	
36	159	4		16	
37	152	2		16	
38	155	2		14	
39	152	9	1	10	
40	174	16		17	1
41	189	20	2	16	1
42	185	17		15	
43	238	32	1	12	2
44	246	44	1	13	
45	231	47		18	1
46	261	54		9	
47	248	45		20	
48	188	48		10	2
49	178	63	1	9	1
50	233	76	1	14	1
51	160	95	1	12	1
52	147	72		19	
53	151	74	1	21	1
54	165	82		15	1
55	123	82	2	12	1
56	99	84	2	13	
57	120	77	3	17	2
58	139	59		12	1
59	135	60		4	
60以上			3		5
計	人 6,009	人 1,173	人 20	人 522	人 21

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
		4	7
		3	8
		6	19
		7	22
7	118	27	256
5	144	19	261
5	170	35	332
8	168	35	336
6	183	53	387
9	162	41	335
4	174	38	356
6	176	55	383
4	165	78	391
10	181	67	423
9	169	61	398
5	159	56	374
12	168	69	421
7	176	60	394
3	145	41	368
7	145	58	380
9	118	55	353
7	116	34	329
8	135	24	375
10	126	33	397
13	121	33	384
4	128	40	457
3	147	31	485
6	125	31	459
5	113	23	465
6	98	36	453
7	104	17	376
3	105	19	379
12	107	21	465
7	122	18	416
8	102	16	364
16	107	22	393
12	121	16	412
15	119	17	371
22	113	19	352
22	107	21	369
14	96	32	353
16	103	18	336
			8
人	人	人	人
332	5,136	1,389	14,602

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
1	8
1	9
2	21
41	63
75	331
70	331
61	393
79	415
58	445
59	394
59	415
73	456
46	437
52	475
50	448
53	427
55	476
41	435
41	409
39	419
47	400
55	384
47	422
58	455
53	437
94	551
97	582
100	559
115	580
92	545
106	482
119	498
87	552
80	496
73	437
90	483
71	483
76	447
65	417
54	423
50	403
54	390
18	26
人	人
2,657	17,259

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

給料表 勤続年数	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
年	人	人	人	人	人
0	196	5		10	1
1	213	3	3	29	1
2	204	2	1	33	
3	206	2		39	1
4	186	4		17	1
5	124	2	1	19	2
6	113	7	1	10	
7	194	5		12	1
8	170	3		16	1
9	254	3	1	22	2
10	266	3	1	17	1
11	190		3	16	1
12	130			12	2
13	102		1	12	1
14	124		1	15	2
15	112			20	
16	105	13	2	10	1
17	149	30		11	
18	179	79		9	
19	230	57	1	11	
20	140	84		6	
21	157	78		10	
22	127	102		15	
23	200	109		17	
24	203	109	1	13	3
25	222	86	1	10	
26	173	73		18	
27	164	92		14	
28	183	30	1	10	
29	131	47		11	
30	108	44		10	
31	118	39		7	
32	100	17		10	
33	95	12		5	
34	71	8		8	
35	88	11		8	
36	82	2	1	7	
37	49	2		1	
38	62	5		2	
39	54	3			
40	20				
41	15	2			
42					
43					
44					
45					
計	6,009	1,173	20	522	21

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
23	309	37	581
19	303	17	588
10	317	52	619
12	256	61	577
18	261	59	546
13	246	47	454
13	205	44	393
10	189	54	465
7	145	109	451
18	260	69	629
9	192	70	559
11	225	64	510
6	177	41	368
4	176	33	329
7	145	32	326
10	146	42	330
5	126	35	297
3	88	49	330
11	167	40	485
9	64	37	409
7	32	20	289
5	87	26	363
5	88	26	363
6	46	22	400
6	47	27	409
6	48	18	391
6	44	24	338
10	97	25	402
5	116	19	364
5	100	18	312
7	100	27	296
7	58	21	250
9	64	16	216
11	61	12	196
9	41	16	153
4	56	14	181
3	32	16	143
1	15	7	75
	3	11	83
1	3	11	72
1		13	34
	1	8	26
人	人	人	人
332	5,136	1,389	14,602

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
175	756
161	749
146	765
132	709
124	670
103	557
81	474
80	545
53	504
90	719
70	629
48	558
32	400
42	371
18	344
25	355
80	377
60	390
55	540
70	479
70	359
79	442
62	425
71	471
78	487
104	495
67	405
61	463
61	425
76	388
53	349
48	298
47	263
27	223
27	180
26	207
12	155
7	82
19	102
6	78
7	41
4	30
人	人
2,657	17,259

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7	3							
8								
9								
10								
11	5							
12	1			1				
13	2							
14	1							
15	10			1				
16								
17								
18					1			
19	11							
20	3	1						
21	2			1				
22		1						
23	17			1				
24	1			1				
25	4	1		3				
26	1	1		6	1			
27	93	58		4				
28	4	31		5	1	1		
29	8	24		1				1
30	5	18		6				
31	86	65		6		2		
32	3	26		4				
33	10	35		3				
34	7	23		4		1	1	2
35	81	43		4				
36	27	26		8		1	1	2
37	12	17		6	2	5		3
38	5	23		7		5		3
39	3	41	2	9	1	3	2	4
40		27	4	10	3	2	2	4
41	1	29	7	11	2	3	1	3
42	2	20	15	18	3	19	7	1
43		34	15	10	6	13	2	5
44		39	16	12	4	14	9	
45	2	28	22	19	6	15	8	
46	2	31	26	13	5	15	9	
47		38	14	15	8	16	6	
48		36	25	24	9	13	15	
49		34	19	30	8	14	3	
50		24	27	25	14	16	6	
51		34	33	19	16	12	2	
52		35	37	29	16	17	8	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		27	31	25	10	8	7	
54		28	33	30	14	15	9	
55		43	31	26	16	28	4	
56		22	35	33	6	9	10	
57		40	26	24	17	22	3	
58		36	27	19	11	24	2	
59		51	23	20	10	25	2	
60		40	38	24	15	12	1	
61		26	30	24	8	17	1	
62		34	18	20	14	14	3	1
63		42	35	20	6	17		
64		34	29	24	9	10	1	
65		41	22	21	7	10		
66		30	17	19	10	17	2	
67		43	22	24	5	11		
68		34	13	19	8	8	2	
69		23	15	22	8	14	4	
70		29	14	21	5	12		
71		35	17	15	7	8	1	
72		21	32	13	5	8		
73		18	20	20	9	7	1	
74		21	24	14	7	9	2	
75		19	30	16	6	9	1	
76		20	20	18	5	6		
77		6	17	12	1	6	1	
78		12	19	13	10	2		
79		9	18	14	3	4		
80		5	18	12	4	3		
81		7	22	16	8	5		
82		4	20	7	6	3		
83		4	24	9	1	3		
84		2	26	6	5	1		
85		2	26	13	6	4		
86		2	28	6	9			
87		1	20	11	4			
88		1	25	10	3			
89		2	16	4	4			
90		1	27	5	2			
91			15	7	3			
92			20	7	1			
93			14	6	6			
94		1	11	2	1			
95			16	2				
96		1	19	6	1			
97			12	7				
98			12	6	2			
99			19	2				
100			7	6				
101			11	6				
102			13	4				
103			11	3				
104			13	3				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105		2	9	5	2			
106			6	4				
107			4	5				
108			8	8				
109		1	9	4				
110		1	5	3				
111		1	7	3				
112			10	2				
113			5	8				
114			6	5				
115			6					
116		1	10	5				
117		2	4	3				
118			1	5				
119			10	5				
120			4	1				
121			2	3				
122			4	6				
123			3	1				
124			5	9				
125			4	4				
126			4	5				
127			5	2				
128			5	5				
129			2					
130			4	4				
131			4	1				
132			5					
133			10	1				
134			3	2				
135			3					
136			3					
137			2	10				
138			3					
139			3					
140			5					
141			4					
142			6					
143			5					
144			3					
145			4					
146			5					
147			4					
148			4					
149			85					
合 計	412	1,668	1,666	1,151	406	538	139	29
平均給料月額	182,431円	246,125円	349,004円	368,188円	408,677円	437,317円	471,535円	510,548円
平均年齢	23.3歳	32.1歳	46.0歳	45.0歳	50.1歳	52.3歳	55.8歳	57.7歳

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用] (単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18	1			
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26			1	
27	1			
28			1	
29				
30				
31				
32	1			
33				
34			1	
35				
36			1	
37				
38			1	
39				
40				
41			1	
42			1	
43				
44			2	
45			2	
46				
47				
48			1	
49			1	
50			1	1
51				
52				1

給号	級	1	2	3	4
53				3	
54			3		
55				3	
56			1	3	
57			2	10	
58			2	7	
59			1	14	
60				8	
61			3	10	1
62				7	
63			1	8	1
64				7	
65			2	18	2
66				15	
67			2	18	2
68			3	12	1
69				25	1
70			2	15	5
71				15	3
72			1	19	3
73			1	26	3
74			1	21	2
75			2	21	2
76			1	15	2
77			5	20	1
78			1	16	2
79			4	18	4
80			2	18	1
81			7	26	2
82			1	15	7
83			3	18	2
84			5	15	6
85				14	4
86			1	24	4
87			2	16	4
88			1	22	1
89			2	20	3
90			1	17	2
91				22	3
92			1	23	
93				22	4
94			1	29	4
95				30	2
96				17	
97				21	2
98				24	2
99				11	1
100				17	2
101				12	2
102				13	1
103				18	3
104				6	2

給号	級	1	2	3	4
105				8	2
106				8	
107				11	1
108				4	
109				9	2
110				7	
111			1	8	1
112				6	1
113				7	2
114				2	2
115				2	1
116					1
117			1		1
118				4	
119				2	1
120				1	
121					
122				1	
123				3	2
124				4	4
125					1
126					2
127				5	
128				2	2
129					2
130				1	2
131				1	
132				1	
133				1	1
134				1	
135					1
136				2	
137				4	4
138				3	
139					
140					
141				1	
142				1	
143					
144				2	
145				1	
146					
147					
148				2	
149				13	
合 計		3	81	954	135
平均給料月額		165,333円	263,717円	339,023円	367,853円
平均年齢		24.7歳	41.0歳	51.3歳	55.0歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9			1			
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18			1			
19						
20						
21						
22				1		
23						
24						
25				1		
26						
27						
28						
29				1		
30						
31						
32						
33					1	
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						2
42						
43						
44						
45				1		
46						1
47						
48						
49						
50						
51						
52					1	1

給号	級	1	2	3	4	5
53					1	
54						
55					1	
56					1	1
57					1	
58						
59						
60						
61						
62						1
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73					1	
74						
75						
76						
77					1	
78						
79						
80						
81						
合 計		0	2	4	8	6
平均給料月額		-	359,350円	453,500円	536,813円	576,383円
平均年齢		-	37.0歳	43.3歳	54.0歳	57.8歳

医療職給料表(2)

〔 保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、
助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用 〕

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25					1		
26		1		1			
27	3	9					
28		1		1			
29		3					
30	1	1					
31	5	3		1	1		
32		4		1			
33		7					
34	1	2		1			
35	5	5					
36		12					
37	5	8					
38	3	1		1			
39		5		1			
40	1		1		1		
41	2	2		1			
42		3	1	2		1	1
43		8	4			1	
44		2	2	2		1	
45		2	3	1	1		1
46		6	6	1	1		2
47		6	1	3		1	
48		3	3	1		2	1
49		4	2	1			
50		1	1	2		2	1
51		5	3	3		1	
52		3	5	2		1	1

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		2	6	1	1		
54		5	2	3	3	2	
55		4	3	3		1	
56		3	3	1			
57		4	3	2	1	3	
58		4	3		2		
59		3	4	2		1	
60		4	4			2	1
61		3	3	1		2	
62		3	2	1	2	1	
63		1	3	1		4	
64		2	2	3		1	
65		2			2	1	
66		5	1	2	2	2	
67		3				1	
68		3		3	1	1	
69		7	3	2	3		
70		4			1		
71		4	2	2	3	1	
72		5	1	1			
73					1	3	
74		2	2	3		1	
75		1			1		
76		1	1	1			
77		1	1		4		
78			2	1	1	1	
79		1	1	2	1		
80		1	1	1			
81				1			
82			3	2	1		
83				2	2		
84			1	1			
85			1		1		
86			1				
87		1			1		
88							
89			2	2			
90			1				
91			2	1			
92			1	1			
93			1				
94			4				
95				1			
96			1				
97			1	3			
98			2	1			
99			1				
100		1	1				
101				1			
102			1	2			
103				1			
104			3	2			

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
105				1				
106					2			
107				1				
108								
109				1				
110				1				
111				1				
112								
113				2				
114								
115				1				
116								
117			1					
118				1				
119				1				
120								
121				1	1			
122				1	1			
123								
124				1				
125								
126				1				
127								
128				1				
129								
130								
131								
132				1				
133								
134								
135								
136				1				
137								
138								
139				2				
140								
141				1				
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149				4				
合 計		26	188	136	87	39	38	8
平均給料月額		190,873円	242,826円	344,720円	367,956円	409,195円	438,461円	469,588円
平均年齢		23.9歳	31.4歳	45.3歳	46.3歳	51.1歳	54.6歳	56.8歳

大学教育職給料表 [看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手]
 である職員に適用

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37			1	
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給号 / 級	1	2	3	4
53		1		
54				
55				
56				
57				
58				1
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65	1			
66				
67				
68	1			
69				
70			1	
71				1
72				
73				
74				
75				
76				
77		1		
78		1		1
79			1	
80				
81				
82				
83				1
84				
85				
86	1		1	
87				
88				
89	1			
90				
91				
92				
93				1
94				
95				
96				
97	1			
98				
99				
100				
101				
102			1	
103			1	
104				

給 号	級	1	2	3	4
105					
106					
107			1		
108					
109					1
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
合 計		5	5	5	6
平均給料月額		335,880円	389,920円	440,080円	515,233円
平均年齢		44.6歳	48.8歳	53.4歳	60.8歳

高等学校教育職給料表 [高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11			7		
12					
13					
14					
15			5		
16					
17			2		
18					
19			1		
20					
21			1		
22			1		
23			6		
24			2		
25			3		
26					
27			3		
28					
29			2		
30			1		
31			2		
32			2		
33			1		
34			2		
35					
36			3		
37					
38			1		
39			2		
40			2		
41			5		
42			1		
43			1		
44			2		
45			1		1
46			2		
47					1
48			2		
49			1		
50			1		
51			1		1
52			5		
53			5		
54			2		
55			2		
56			3		

給号	級	1	2	3	4	5
57				2		2
58				1		
59				1		
60				4		
61				1		
62		1		3	1	
63				1		
64				2		
65				1		
66						
67				3		
68						
69				1		
70				1		
71				2		
72		1		5		
73						
74						
75				6		
76				3		
77				2		
78						
79				1	1	
80				2		
81						1
82				1		1
83				1	3	
84				4		1
85				1		9
86					2	
87				1	2	
88				2	1	
89				4		
90				1	1	
91				4	1	
92				1	2	
93				4		
94					2	
95		1			1	
96				4	3	
97				2	3	
98					1	
99				2	1	
100		1		1	1	
101				1	1	
102				1		
103				1	2	
104				1	1	
105				1	1	
106				2	1	
107		2		1	3	
108				1	1	
109				1	3	
110				1		
111				3		
112						

給号	級	1	2	3	4	5
113						
114			1			
115						
116						
117			1			
118			2			
119			4			
120			1			
121			1			
122			1			
123			2			
124			3			
125			2			
126			2			
127			1			
128						
129			2			
130						
131			1			
132			2			
133			2			
134			3			
135			2			
136			1			
137			2			
138						
139			1			
140			3			
141			4			
142			1			
143			4			
144			2			
145			1			
146			2			
147			4			
148			5			
149			6			
150						
151			3			
152			6			
153			4			
154			4			
155			6			
156			2			
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164			1			
165			3			
合 計		6	270	39	12	5
平均給料月額		300,785円	370,132円	459,227円	468,425円	480,240円
平均年齢		38.3歳	41.7歳	54.3歳	56.9歳	57.2歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

義務教育諸学校教育職給料表

〔小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用〕

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		117			
18					
19		6			
20		4			
21		137			
22					
23		17			
24		4			
25		137			
26		8			
27		22			1
28		17			
29		120			
30		3			
31		31			
32		20			
33		128			2
34		19			
35		33			1
36		27			
37		84			2
38		26			
39		29			3
40		26			6
41		94			6
42		31			11
43		32			10
44		33	1		8
45		69			8
46		39	1		10
47		37			14
48		30			11
49		50			13
50		42			4
51		31	2		6
52		39			3

給 号	級	1	2	3	4	5
53			50			7
54			57	1		6
55			50	1		3
56			34	4		3
57			56	1		6
58			38	4		
59			27	1		
60			21	4		
61			46	4		
62			52	2		
63			44	2		
64			41	4		
65			39	2		
66			47	2		
67			41	4		
68			36	2		
69			45	2		
70			49	11		
71			44	7		
72			37	8		
73			47	6		
74			33	7		
75			45	6		
76			29	9	1	
77			31	8		
78			34	5		
79			40	11		
80			42	7	1	
81			27	7		
82			36	12		
83			32	12	1	
84			25	11	4	
85			28	6	4	
86			29	10	2	
87			30	10	2	
88			34	11	3	
89			26	4	4	
90			27	8	4	
91			30	13	5	
92			35	12	3	
93			24	22	1	
94			35	8	4	
95			30	16	2	
96			30	9	3	
97			42	14	5	
98			33	8	6	
99			28	9	6	
100			19	13	6	
101			24	14	3	
102			26	16	8	
103			15	7	1	
104			15	6	6	

給 号	級	1	2	3	4	5
105			19	10	2	
106			21	11	5	
107			16	9	5	
108			26	10	5	
109			29	10	6	
110			20	4	4	
111			28	10	4	
112			18	8	5	
113			18	9	5	
114			16	13	5	
115			14	9	8	
116			11	9	14	
117			17	9	6	
118			16	10	2	
119			18	8	3	
120			15	7	1	
121			10	15	7	
122			17	5		
123			13	13		
124			12	8		
125			7	11		
126			10	10		
127			12	16		
128			12	10		
129			5	7		
130			16	10		
131			10	15		
132			13	15		
133			10	3		
134			12	12		
135			4	9		
136			7	15		
137			8	14		
138			13			
139			11			
140			7			
141			10			
142			6			
143			7			
144			2			
145			6			
146			7			
147			7			
148			6			
149			5			
150			7			
151			4			
152			9			
153						
154			5			
155			9			
156			5			

号給	級	1	2	3	4	5
157			4			
158			8			
159			5			
160			9			
161			8			
162			5			
163			12			
164			7			
165			5			
166			11			
167			7			
168			6			
169			7			
170			2			
171			3			
172			3			
173			2			
174			1			
175			1			
176			1			
177			1			
178			1			
179						
180						
181						
182			2			
183			1			
184						
185			3			
合 計		0	4,099	721	172	144
平均給料月額		-	316,282円	419,612円	432,770円	449,071円
平均年齢		-	35.4歳	50.4歳	53.4歳	56.7歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1							1	
2								
3	4							
4								
5								
6								
7	3							
8								
9								
10		1						
11	7	1						
12								
13								
14								
15	6	4						
16								
17	1	3						
18		1						
19	12	1	1					
20	1	4	1					
21	1	2						
22		1	1					
23	19	4	2					
24	3	1	1					
25	5		1					
26		1						
27	15	7	3					
28	1	8						
29	1	7	1					
30		5	3					
31	31	22						
32	7	10	4					
33	4	10	2					
34	2	5	2					
35	45	12	2					
36	4	12	2					
37	7	8	6					
38	2	5	3	1				1
39	33	11	2					
40	12	13	8					
41	10	14	2					
42	3	9	6	1				
43	17	14	4					
44	8	18	1			1	2	
45	4	13	2				2	
46	4	8	2	2		1	1	
47	23	8	2	3		1	1	
48	10	10	7	3	1	2	2	
49	5	9	2	2	1	2	1	
50	5	6	4		1		2	
51	18	4	6			1	1	
52	5	7	4	2			1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	8	4	5	1	1			
54	4	4	4	3	2	1		
55	15	8	7	5	3	2		
56	4	3	8	1		2		
57	5	1	7	4	1	2		
58	8	6	4	3	2	3		
59	11	3	6	2	3	3		
60	6	4	8	1	2	3		
61	6	2	8	2	2	2		
62	3	5	7	3	3	3		
63		1	4	2	2	1		
64		3	8	1	3	3		
65		1	6	2	5	1		
66			4	6	2	2		
67		2	4	2	3	3		
68			3	4				
69		1	4	1	1			
70			4	3	3	3		
71			4	5	2	3		
72			4	4	3	6		
73			3	2	3	1		
74			2	3	2		1	
75			4	6	4			
76		1	1	4				
77			2	3	2			
78			3	2	2	1		
79			1	7	1			
80				4				
81			6	4	2	1		
82			2	1	1			
83			2	1				
84			2					
85			2	1				
86			5	1				
87			2	1	1			
88			4	2				
89			3					
90			3	2	1			
91			4	2	1			
92			5	2				
93			5	3				
94			2		1			
95			2	1	1			
96			3	2				
97			2					
98			1					
99								
100			3					
101			5					
102		1	1					
103			4					
104			2	1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105		1	1	1				
106			4					
107			2					
108			4					
109			2					
110			2					
111		1						
112								
113		9	2	1				
114			2					
115			2					
116			2					
117			3					
118			3					
119			1					
120			1					
121			2					
122								
123			2					
124			4					
125			5					
126			2					
127								
128			1					
129								
130								
131			1					
132								
133								
134								
135								
136			1					
137			1	1				
138								
139			2					
140			2					
141			2					
142			1					
143			2					
144			1					
145								
146			3					
147			2					
148			1					
149			28					
合 計	408	340	376	127	68	54	15	*
平均給料月額	222,359円	274,853円	344,361円	373,891円	412,128円	439,935円	463,620円	*
平均年齢	27.0歳	34.0歳	43.4歳	43.0歳	50.7歳	54.0歳	55.3歳	*

(注)「*」は、職員数が1人の場合である(以下、第6表の各表について同じ。)

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用) (単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
1									
2									
3									
4									
5							1		
6									
7		1							
8									
9					1				
10									
11									
12									
13									
14									
15		1			1				
16									
17		1							
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27		7	8						
28		1	5		1				
29			4						
30			1						
31		12	9						
32		1	7						
33		1	5						
34			7		1				
35		14	5						
36		6	1						
37		5	3		2				
38			3						1
39		1	7		1				
40			3						
41			5	1	1				
42			6		1			1	
43			4	1	1		1		
44			10	3	2	2			
45			6	3	2	1			
46			5	1	1		4		
47			7	2		1	2		
48			1	1	2	1			
49			8	1	1	1		2	
50			5	1	6	1	1	1	
51			5	3	1	2	2	2	
52			7	2	2	1	2		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		2	2	2		3		
54		3	3	6	3	1	1	
55		9		3	1	2		
56		4	2	2	2	2		
57		3	6	3	1	3	1	
58		5	5	4	3	1	1	
59		8	8	2	1	2		
60		2	9	2	1	2		
61		2	3	1	4	4	1	
62		3	7	6	1	1		
63		3	9	2	1	3		
64		4	5	6	1	1		
65			6	4			1	
66		1	3	5	2	1		
67		6	5	3	2	2		
68		1	3	3		1		
69		5	3	1	1	1		
70		6	5		2	1		
71		1	3	4		2		
72		3	2	2	3	1		
73		3	6	5	2			
74		2		1	2	1		
75			2	1	1	1		
76		1		4	1	1		
77			5	1	1	1		
78			4	4				
79		2	4	3	1	1		
80		1	4	4	1	1		
81			4	3	1			
82			4		1	1		
83			5	3	1			
84		1	2	3				
85		1	4	2	1			
86			8	4				
87			2		1			
88			1	1	1			
89			3	1				
90			5	1				
91			4	1				
92		1	2					
93			3		1			
94			5		1			
95			3	1				
96			4					
97			4		1			
98			3	1				
99			2					
100			3	1				
101			3	1				
102			3					
103			3	2				
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105				1				
106								
107				2				
108				1				
109					1			
110				1				
111								
112				1				
113								
114				1	2			
115				2				
116				1				
117		3		2	1			
118				1	1			
119								
120				1				
121								
122				2				
123					1			
124				2				
125					3			
126				1				
127				1				
128					1			
129					1			
130				2				
131								
132				2				
133				1				
134								
135								
136				2				
137				1				
138				1				
139								
140				1				
141								
142								
143								
144								
145				1				
146				1				
147								
148				1				
149				23				
合 計	51	223	269	149	57	54	11	*
平均給料月額	186,014円	241,617円	353,186円	371,031円	410,649円	437,326円	472,727円	*
平均年齢	23.9歳	32.0歳	47.0歳	46.2歳	50.8歳	52.3歳	54.8歳	*

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用) (単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30			1	
31			1	
32				
33				
34	1		1	
35				
36				
37				
38			1	
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				1
51				
52				

号給	級	1	2	3	4
53					
54					
55					
56					1
57					
58					1
59					1
60					1
61					2
62					1
63					
64			1		4
65					
66					2
67					2
68					1
69					1
70					1
71					4
72					1
73					1
74					3
75					5
76					6
77					3
78					6
79			1		6
80					1
81			2		4
82					2
83					3
84					2
85			1		3
86					1
87					
88					6
89					
90					2
91			1		1
92					1
93					2
94					
95					1
96					1
97					
98					2
99					2
100					3
101					2
102					
103					3
104					1

給号	級	1	2	3	4
105					3
106				2	1
107				1	
108				1	1
109				4	
110					
111				1	
112					
113					
114				1	
115					
116					
117					
118				1	
119					
120				1	
121					
122					2
123					
124					
125					
126					
127				1	
128				1	
129					
130				1	
131					
132					1
133					
134					
135					
136					
137				1	
138				1	
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
合 計		*	10	113	24
平均給料月額		*	249,020円	338,341円	369,067円
平均年齢		*	38.0歳	48.3歳	53.2歳

交通企業職給料表(1) [交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11	1							
12								
13								
14				1				
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23				1				
24								
25								
26								
27	3							
28		1						
29								
30								
31		3						
32	1	3						
33								
34	1							
35	2	2						
36		3						
37		1						
38								
39								
40								
41		2		1				
42		1						
43								
44								
45							1	
46		1				2		
47				2				
48		1						
49						1		
50							1	
51					1			
52			1		1	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		1		1	2			
54						1		
55						1		
56							1	
57		1		1	1			
58		1					1	
59						1		
60		1						
61		1						
62								
63			2					
64								
65				1				
66								
67				2				
68						1		
69			2					
70		2	1					
71								
72			1					
73				1				
74			1					
75				1				
76		1			1	1		
77								
78			1					
79			1					
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88				1				
89								
90								
91				1				
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100			1					
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	8	26	11	14	6	9	4	0
平均給料月額	179,863円	232,035円	348,000円	357,071円	405,617円	436,444円	472,025円	-
平均年齢	22.9歳	30.0歳	45.9歳	43.1歳	49.0歳	50.8歳	56.8歳	-

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29		1					
30			1				
31							
32							
33			1				
34							
35			1				
36							
37			1				
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45			1				
46							
47			2				1
48							
49							
50							
51			1				
52							

給号	級	1	2	3	4	5	6
53						1	
54			2				1
55			1				
56							
57							
58							
59							
60				1			
61							
62							
63							
64				1			
65							
66							
67							
68					1	1	
69				1			
70				1	1		
71							
72							
73							
74							
75							
76				1			
77							
78							
79							
80					1		
81					1		
82			1				
83					1		
84							
85					1		
86				1	1		
87							
88			1				
89							
90					1		
91							
92							
93			1				
94							
95				1			
96							
97							
98							
99							
100				2			
101				1			
102							
103				1			
104				1			

給号	級	1	2	3	4	5	6
105							
106			1	1			
107				1			
108							
109				2			
110				1			
111				1			
112							
113							
114							
115				1			
116			1				
117			2				
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137				1			
138							
139							
140							
141				1			
142							
143				1			
144				1			
145							
146							
147							
148							
149							
合 計	*		18	23	8	2	2
平均給料月額	*		265,817円	363,391円	381,213円	407,900円	433,250円
平均年齢	*		41.1歳	53.6歳	52.1歳	53.5歳	55.5歳

交通企業職給料表(3) [交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び
誘導員に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32			1	
33				
34				
35				
36				
37				
38			1	
39	1		1	
40			1	
41			1	
42				
43			1	
44			10	
45				
46			2	
47			1	
48			5	1
49			2	
50			1	
51			1	
52			1	2

給号 級	1	2	3	4
53			2	
54		2		
55		2		
56		1	2	
57		2	3	
58		2	4	
59		1	2	
60		3	3	
61		1	3	
62		2	5	
63		1	5	
64		2	1	
65		5	10	
66			4	
67		1	3	
68		1	2	
69			6	2
70			4	
71			4	1
72			3	
73			2	
74		1	5	
75			3	
76			2	
77			3	1
78		1	3	2
79		1	3	
80			4	1
81		1	4	
82			1	
83			4	
84			8	
85			9	2
86			4	1
87			3	1
88			2	1
89		1	4	
90		1	1	3
91			5	
92			2	1
93			6	1
94		1	6	
95			2	
96			3	3
97			5	2
98			3	
99		1	2	1
100			1	
101			5	1
102			4	
103			5	
104			3	1

給号	級	1	2	3	4
105				5	
106				1	
107				1	
108				2	
109				2	1
110				2	
111					1
112				2	
113					
114				1	
115				2	
116					1
117			1	1	
118					1
119				3	
120				1	
121				1	
122					
123				1	
124				1	
125				1	
126					
127				1	
128					
129					
130					
131				1	
132					
133					
134				2	
135					
136					
137					
138				1	
139				1	
140					
141					
142					
143					
144				3	
145					
146					
147					
148					
149					
合 計		*	64	222	29
平均給料月額		*	242,691円	337,864円	367,190円
平均年齢		*	44.0歳	51.7歳	55.0歳

病院企業職給料表(1) [病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27		2						
28								
29								
30								
31		2						
32			1					
33			1					
34		1						
35		2						
36			1					
37					1			1
38								
39					1			
40								
41								
42								
43				1				
44			1					
45						1		
46			1					
47			1					
48				1	1			
49			1					
50								1
51			5					1
52					1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		1		1	1		1	
54		1	1		1			
55				3		1		
56			1	2	1			
57				3		2		
58			2					
59				1		1		
60		1		1		1		
61		1	1					
62			1					
63				1	1			
64		1						
65		1			2	1		
66							1	
67		3						
68							1	
69			1			1		
70		1						
71		1						
72		2		1	1			
73			1	1		1		
74		1						
75		1				1		
76								
77		1						
78								
79						1		
80								
81								
82						1		
83			1	1				
84								
85					1			
86								
87					1			
88								
89								
90								
91					1			
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98			1					
99								
100								
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107			1					
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132				1				
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144			1					
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	7	28	14	20	10	12	5	*
平均給料月額	185,200円	256,471円	343,307円	364,815円	412,650円	441,333円	475,400円	*
平均年齢	24.4歳	34.7歳	43.8歳	44.4歳	52.3歳	53.1歳	56.4歳	*

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					

給 号	級	1	2	3	4
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					

給号 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	0	0	0
平均給料月額	-	-	-	-
平均年齢	-	-	-	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		10			
6					
7					
8					
9		6			
10					
11		1			
12			1		
13		5	11		
14					
15					
16					
17		7	9		
18					
19					
20					
21		9	13		
22					
23					
24		1	1	1	
25	2	2			1
26					
27					
28			6	4	
29	3		1	2	
30					
31					
32			3	2	
33			1	1	
34				2	
35					
36			2	2	
37			1		
38				1	
39					
40			1	5	
41				1	
42					
43					
44					1
45					1
46				1	
47					
48				6	1
49					
50				1	
51					
52				4	1

給 号	級	1	2	3	4	5
53				1	1	1
54					2	1
55						1
56					4	
57					1	
58					1	
59					2	2
60						
61						2
62						
63						
64					1	
65						
66					5	
67						
68					2	
69					2	
70					1	
71					1	2
72					2	
73					1	1
74						2
75					1	
76						1
77					1	4
78						
79						
80						
81						
合 計		5	41	51	62	21
平均給料月額		310,060円	359,573円	435,369円	528,808円	589,295円
平均年齢		30.0歳	35.0歳	40.8歳	50.6歳	60.5歳

病院企業職給料表(4) [病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師] (単位:人)
 その他の医療技術職員に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23	1						
24	1						
25	3	1					
26				1			
27	4	7					
28		1					
29	41						
30		1					
31	3	6					
32		2					
33	68	37					
34	1	7					
35	8	9					
36	3	4					
37	59	23					
38	2	11					
39	4	9					
40	3	5	2				
41	33	12	2				1
42	1	4	1				1
43	4	15	2				
44		3	1				1
45		7					1
46	2	18	3	2		2	
47	2	5	2			1	
48		4	2			2	
49	2	18	2			2	
50		6	1				
51		10	3			1	
52		5	6				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		8	6		1	1	
54		9	6			1	
55		7	3			2	
56		4	1				
57		9	2		1	1	
58		5	4	1		2	
59		8	6				
60		2	6			1	
61		6	6	1	2	2	
62		6	2	1			
63		6	2		1		
64		2	8	1			
65		9	1	1			
66		9	5	1			
67		4	4				1
68		4	5	3	1	1	
69		2	2	2	1		
70		6	3	3	1	1	
71		5	3				
72		4	2	2	1		
73		5	2	2	1	1	
74		5	6	1	2		
75		2	4	2	1		
76		3	2	4	1		
77		1	1	3			
78		5	5				
79		2	3	1			
80		1	3	2			
81		1	2				
82		5	4				
83		2	4				
84			1	1			
85		1	2	2	1		
86			3	2			
87			1	1			
88			2				
89			2	1			
90		2	3	1			
91			2				
92			3	1			
93		2	4				
94		1	2	2			
95		1	1	1			
96							
97			1	1			
98			2	1			
99			1	1			
100		1		4			
101				1			
102			2				
103		1					
104		1		1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105			4	1			
106			1	1			
107				2			
108			3				
109				1			
110			1				
111							
112		2	1	2			
113			2				
114		1	1	3			
115							
116				1			
117			2				
118							
119			1				
120							
121				1			
122			1	1			
123				1			
124			2				
125							
126			1				
127				3			
128			1	1			
129			1	1			
130				1			
131			2	1			
132							
133			1	1			
134							
135				1			
136							
137				2			
138			2				
139							
140			1				
141			1				
142							
143			1				
144							
145			1				
146							
147							
148							
149			10				
合 計	245	390	213	80	15	22	4
平均給料月額	191,774円	244,522円	348,919円	384,856円	412,667円	436,500円	465,775円
平均年齢	23.5歳	32.5歳	46.7歳	49.5歳	53.1歳	53.7歳	56.5歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	手当受給率 (%)	全職員	手当受給職員
			平均扶養親族数	平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,336	38.9	0.8	2.0
行政職給料表(2)	595	50.7	0.9	1.9
医療職給料表(1)	11	55.0	1.0	1.7
医療職給料表(2)	86	16.5	0.3	1.7
大学教育職給料表	9	42.9	0.9	2.0
高等学校教育職給料表	144	43.4	0.9	2.1
義務教育諸学校教育職給料表	1,482	28.9	0.6	1.9
消防職給料表	826	59.5	1.3	2.2
合計	5,489	37.6	0.7	2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	1,050	39.5	0.4	2.0
企業職を含めた総合計	6,539	37.9	0.8	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

区分 扶養親族数	手当受給職員		続柄別扶養親族数				
	職員数	構成比	子 (9,000円)	配偶者 (9,800円)	父母等 その他の 扶養親族 (7,000円)	合計	うち 配偶者が ない職員 の1人目 (+1,700円)
1人	1,984	36.1%	1,204	666	114	1,984	195
2人	1,997	36.4%	3,225	699	70	3,994	75
3人	1,167	21.3%	2,612	850	39	3,501	12
4人	301	5.5%	934	255	15	1,204	2
5人	33	0.6%	128	32	5	165	0
6人	7	0.1%	35	7	0	42	0
合計	5,489	100.0%	8,138	2,509	243	10,890	284

(注) 1 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

2 表中に()で示す金額は、経過措置期間中における令和元年度の手当月額である。経過措置が終了する令和2年度以降の手当月額は子:10,000円、配偶者及び父母等その他の扶養親族:7,000円となり、配偶者がない職員の1人目に係る手当額を加算する取扱いは廃止となる。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	20,175	20,235
全職員平均額	7,584	7,666

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当支給状況

(単位:人)

区分 給料表	手当受給 職員数 (借家・借間 居住者)	年齢別			手当受給率 (%)	全職員平均額 (円)
		30歳以下 (23,900円)	31歳以上～ 40歳以下 (16,500円)	41歳以上 (12,300円)		
行政職給料表(1)	1,306	446	476	384	21.7	3,867
行政職給料表(2)	115	2	6	107	9.8	1,247
医療職給料表(1)	5	0	0	5	25.0	3,075
医療職給料表(2)	104	45	31	28	19.9	3,700
大学教育職給料表	5	0	0	5	23.8	2,929
高等学校教育職給料表	84	30	26	28	25.3	4,489
義務教育諸学校教育職給料表	1,481	761	492	228	28.8	5,668
消防職給料表	342	200	112	30	24.6	5,037
合 計	3,442	1,484	1,143	815	23.6	4,407

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	606	247	165	194	22.8	4,145
企業職を含めた総合計	4,048	1,731	1,308	1,009	23.5	4,367

(注) 表中に()で示す金額は、経過措置期間中における令和元年度の手当月額である。経過措置が終了する令和2年度以降の借家・借間居住者への手当月額は、30歳以下:25,200円、31歳以上40歳以下:16,500円、41歳以上:10,000円となる。

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	18,696	18,617
全職員平均額	4,407	4,367

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給率 (%)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	706	11.7	82,786	9,727
行政職給料表(2)	-	-	-	-
医療職給料表(1)	18	90.0	88,133	79,320
医療職給料表(2)	46	8.8	79,776	7,030
大学教育職給料表	3	14.3	76,067	10,867
高等学校教育職給料表	17	5.1	70,476	3,609
義務教育諸学校教育職給料表	316	6.2	70,189	4,318
消防職給料表	70	5.0	79,901	4,027
合 計	1,176	8.1	78,998	6,362

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	208	7.8	89,563	7,011
企業職を含めた総合計	1,384	8.0	80,586	6,462

第2部 民間給与等の実態

2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成31年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ツ)に分類された532事業所

ア 農業、林業	サ 不動産業、物品賃貸業
イ 漁業	シ 学術研究、専門・技術サービス業
ウ 鉱業、採石業、砂利採取業	ス 宿泊業、飲食サービス業
エ 建設業	セ 生活関連サービス業、娯楽業
オ 製造業	ソ 教育、学習支援業
カ 電気・ガス・熱供給・水道業	タ 医療、福祉
キ 情報通信業	チ 複合サービス事業
ク 運輸業、郵便業	ツ サービス業（他に分類されないもの）（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）
ケ 卸売業、小売業	
コ 金融業、保険業	

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により11層に層化し、これらの層から121事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係528人（事務・技術関係職種484人）、初任給関係以外の調査職種8,967人（事務・技術関係職種の調査実人員8,178人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、74,591人であり、事務・技術関係職種は61,592人である。）

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	8	3	4	1
製造業	38	19	17	2
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	0	1	0
情報通信業	23	12	8	3
運輸業、郵便業	9	7	2	0
卸売業、小売業	5	1	4	0
金融業、保険業	3	2	1	0
不動産業、 物品賃貸業	1	1	0	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	2	1	1	0
宿泊業、飲食 サービス業	0	0	0	0
生活関連サービス 業、娯楽業	1	0	1	0
教育、 学習支援業	3	2	1	0
医療、福祉	3	1	2	0
複合サービス事業	1	1	0	0
サービス業(他に 分類されないもの)	1	1	0	0
合計	99	51	42	6

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が22事業所あった(規模不適4事業所を含む)。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表について同じ)。

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

項目 職種		学 歴	規 模 計	企業規模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員	大学卒	212,343	214,348	209,231	213,500
		短大卒	185,788	186,729	184,803	176,500
		高校卒	169,645	170,658	168,372	165,000
	新卒技術者	大学卒	214,974	215,446	213,925	216,167
		短大卒	191,309	187,754	197,536	192,367
		高校卒	175,907	172,767	184,817	165,000
	新卒事務員 ・ 技術者 計	大学卒	213,573	214,834	211,354	215,500
		短大卒	188,406	187,139	191,748	188,400
		高校卒	172,653	171,666	176,303	165,000

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	205,204
	短大卒	179,220
	高校卒	165,880

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種
1 規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	9	52.9	791,213	30	791,183	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
	大 学 卒	6	53.2	834,757	50	834,706		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	2	48.9	755,494	0	755,494		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	4	54.9	1,086,755	0	1,086,755	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	4	54.9	1,086,755	0	1,086,755		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	349	52.4	712,662	343	712,319	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	294	52.5	721,219	405	720,814		
	短 大 卒	20	53.0	669,136	0	669,136		
	高 校 卒	35	51.5	668,129	39	668,090		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	439	51.9	731,537	99	731,438	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上
	大 学 卒	341	52.0	742,967	118	742,849		
	短 大 卒	49	51.5	664,070	59	664,011		
	高 校 卒	48	51.8	717,496	18	717,478		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
事 務 部 次 長	56	48.5	568,574	262	568,312	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大 学 卒	46	48.0	562,516	323	562,193			
短 大 卒	4	50.3	518,386	0	518,386			
高 校 卒	6	51.1	643,410	0	643,410			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	110	48.9	582,386	936	581,451	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大 学 卒	91	49.1	587,035	407	586,629			
短 大 卒	9	47.4	534,801	7,461	527,340			
高 校 卒	9	48.5	591,218	0	591,218			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事 務 課 長	570	48.6	637,050	6,184	630,866	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	445	48.2	654,143	5,572	648,571			
短 大 卒	45	48.5	563,332	5,931	557,401			
高 校 卒	79	50.9	584,150	9,670	574,480			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 課 長	858	48.5	591,945	7,339	584,606	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	643	48.1	599,577	6,556	593,020			
短 大 卒	98	49.4	561,333	15,948	545,386			
高 校 卒	117	50.2	573,793	4,613	569,180			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

(注) 1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下、本表において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	94	45.8	507,768	31,164	476,604	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	68	45.0	492,782	34,211	458,570		
	短大卒	10	45.5	513,709	48,794	464,915		
	高校卒	16	49.4	562,733	8,802	553,931		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	215	42.1	501,086	63,836	437,249		
	大学卒	165	40.5	502,539	66,852	435,687		
	短大卒	28	46.9	473,864	57,802	416,062		
	高校卒	22	48.9	525,660	45,495	480,165		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	257	44.9	457,257	64,534	392,722		
	大学卒	164	43.7	459,970	61,775	398,195		
短大卒	38	46.9	429,217	60,126	369,091			
高校卒	55	47.1	470,181	77,112	393,068			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係長	456	43.6	501,700	108,547	393,153	係の長及び係長級専門職	同上	
大学卒	291	42.5	487,386	101,708	385,678			
短大卒	62	43.9	476,152	101,254	374,898			
高校卒	103	47.4	570,299	137,950	432,349			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務主任	388	43.7	418,228	66,264	351,964	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上	
大学卒	275	42.5	414,433	62,105	352,328			
短大卒	45	47.7	382,662	51,776	330,886			
高校卒	65	45.6	462,207	97,041	365,166			
中学卒	3	49.8	383,246	26,757	356,490			
技術主任	772	43.5	454,360	85,035	369,325	同上	同上	
大学卒	498	42.8	436,724	76,607	360,117			
短大卒	128	43.4	429,695	77,722	351,973			
高校卒	146	46.1	542,327	123,022	419,305			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	1,498	39.2	364,791	41,384	323,406	同上	同上	
大学卒	973	37.8	379,461	41,678	337,783			
短大卒	234	42.7	308,554	33,885	274,669			
高校卒	287	42.7	346,077	45,787	300,289			
中学卒	4	47.2	381,472	68,187	313,285			
技術係員	2,103	35.6	369,187	58,707	310,480	同上	同上	
大学卒	1,471	34.3	367,190	57,785	309,406			
短大卒	306	36.4	353,965	54,387	299,577			
高校卒	318	41.8	394,022	67,841	326,181			
中学卒	8	42.1	368,027	50,752	317,275			

(注) 4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

2 規模500人以上

項目		調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
職 種	職 種	人	歳	円	円	円		
		事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	8	51.9	810,576	35	810,541
大学卒	6		53.2	834,757	50	834,706		
短大卒	-		-	-	-	-		
高校卒	2		48.9	755,494	0	755,494		
中学校卒	-		-	-	-	-		
工場長	4		54.9	1,086,755	0	1,086,755	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	4		54.9	1,086,755	0	1,086,755		
短大卒	-		-	-	-	-		
高校卒	-		-	-	-	-		
中学校卒	-		-	-	-	-		
事務部長	273		52.6	739,350	211	739,139	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
大学卒	231		52.6	747,537	245	747,292		
短大卒	15		53.4	702,476	0	702,476		
高校卒	27		51.7	693,829	48	693,781		
中学校卒	-		-	-	-	-		
技術部長	368		51.9	754,436	81	754,355	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	302		51.9	760,159	96	760,062		
短大卒	30		51.9	710,156	13	710,142		
高校卒	36		52.0	745,941	22	745,919		
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	30	47.4	656,738	0	656,738	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	24	46.6	655,761	0	655,761			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	5	49.8	657,862	0	657,862			
中学校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	68	49.5	636,429	472	635,957	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	63	49.7	633,879	510	633,369			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	4	46.8	662,575	0	662,575			
中学校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	443	48.6	672,244	5,909	666,335	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(1) 6級	
大学卒	354	48.1	687,412	5,550	681,862			
短大卒	26	48.9	629,897	3,906	625,991			
高校卒	62	51.2	609,438	8,685	600,753			
中学校卒	*	*	*	*	*			
技術課長	670	48.7	610,023	6,732	603,291	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	528	48.2	613,220	6,481	606,739			
短大卒	57	49.8	595,742	17,590	578,152			
高校卒	85	50.8	600,234	417	599,817			
中学校卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	対応級	
				きま って支 給す る給 与 (A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	72	46.3	521,677	21,447	500,230	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 4級、5級	
	大学卒	52	44.7	499,832	23,212	476,619			
	短大卒	6	48.3	554,652	35,603	519,049			
	高校卒	14	50.8	581,141	10,072	571,068			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術課長代理	155	42.1	509,881	65,060	444,820			同上
	大学卒	120	40.4	509,363	68,870	440,493			
	短大卒	19	49.4	490,524	57,663	432,861			
	高校卒	16	49.2	540,163	38,928	501,236			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	事務係長	158	46.0	479,976	71,795	408,181		係の長及び係長級 専門職	
	大学卒	94	45.1	489,454	71,069	418,385			
	短大卒	19	48.2	458,262	58,576	399,686			
	高校卒	45	46.9	467,571	80,366	387,205			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術係長	333	43.2	515,051	118,140	396,912			同上
	大学卒	225	41.9	493,094	107,836	385,258			
	短大卒	28	44.8	524,890	127,273	397,617			
高校卒	80	47.1	590,784	151,353	439,430				
中学卒	-	-	-	-	-				
事務主任	309	44.3	429,539	69,152	360,388	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 3級		
大学卒	223	43.3	423,476	63,330	360,147				
短大卒	27	48.0	406,592	61,563	345,029				
高校卒	57	46.3	468,086	99,152	368,934				
中学卒	2	48.5	406,791	31,541	375,250				
技術主任	576	43.7	469,789	91,600	378,188			同上	
大学卒	376	42.9	447,856	80,985	366,871				
短大卒	83	44.1	452,935	88,378	364,557				
高校卒	117	46.2	562,660	132,611	430,048				
中学卒	-	-	-	-	-				
事務係員	1,065	39.6	376,661	41,672	334,990	行政職(1) 1級、2級			
大学卒	701	38.2	391,022	41,433	349,589				
短大卒	141	42.7	317,641	35,605	282,035				
高校卒	219	43.6	352,529	46,327	306,202				
中学卒	4	47.2	381,472	68,187	313,285				
技術係員	1,400	35.4	376,573	64,718	311,855		同上		
大学卒	990	34.3	374,561	62,415	312,147				
短大卒	191	34.8	363,903	66,529	297,374				
高校卒	217	42.0	397,872	76,225	321,647				
中学卒	2	51.0	379,089	72,914	306,176				

3 規模100人以上500人未満

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人*	歳*	円*	円*	円*	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	73	51.6	597,099	909	596,191	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	60	51.7	606,056	1,104	604,951		
	短大卒	5	51.8	556,911	0	556,911		
	高校卒	8	50.8	554,680	0	554,680		
	技術部長	58	51.2	554,484	289	554,195	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	31	51.9	551,664	439	551,225		
	短大卒	17	49.7	550,764	181	550,583		
	高校卒	10	51.7	569,649	0	569,649		
	事務部次長	26	49.8	465,673	568	465,105	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	行政職(1) 6級
	大学卒	22	49.5	461,801	672	461,129		
	短大卒	3	49.7	461,157	0	461,157		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	技術部次長	39	47.6	484,790	1,908	482,883	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	26	47.4	469,384	176	469,207		
	短大卒	7	47.1	510,970	10,046	500,924		
	高校卒	5	50.0	527,416	0	527,416		
事務課長	120	48.7	477,702	7,994	469,708	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	85	48.8	486,929	6,210	480,719			
短大卒	19	48.0	444,905	9,534	435,371			
高校卒	16	49.3	467,355	15,699	451,656			
技術課長	146	46.9	497,167	9,238	487,929	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	91	46.4	510,192	4,868	505,324			
短大卒	31	46.7	473,708	17,399	456,309			
高校卒	24	49.1	477,773	15,369	462,404			
中学校卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	対応級	
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	22	44.5	466,585	59,931	406,654	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 3級	
	大学卒	16	45.8	472,568	65,746	406,821			
	短大卒	4	41.8	458,329	66,637	391,692			
	高校卒	2	40.0	435,236	0	435,236		課長に直属し部下4人以上を有する者	同上
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術課長代理	54	42.1	492,308	61,636	430,672			
	大学卒	42	41.0	492,854	62,177	430,677		職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	同上
	短大卒	7	43.2	463,979	52,990	410,988			
	高校卒	5	50.6	527,416	69,149	458,267			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	事務係長	98	42.8	414,588	50,520	364,068		係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	70	41.4	413,041	46,981	366,059			
	短大卒	18	45.0	384,302	57,540	326,762			
	高校卒	10	48.3	481,988	62,394	419,593			
	中学卒	-	-	-	-	-		係の長及び係長級専門職	同上
	技術係長	108	43.8	429,118	60,685	368,434			
	大学卒	53	43.0	433,789	57,396	376,392			
	短大卒	32	41.6	388,493	55,650	332,843			
高校卒	23	48.8	474,399	75,201	399,198	係の長及び係長級専門職	同上		
中学卒	-	-	-	-	-				
事務主任	78	40.5	356,566	49,155	307,411			係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 1級、2級
大学卒	51	37.9	358,118	51,891	306,227				
短大卒	18	47.2	332,805	31,385	301,420				
高校卒	8	40.1	408,673	77,814	330,860				
中学卒	*	*	*	*	*	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上		
技術主任	160	41.7	377,953	53,559	324,394				
大学卒	100	41.5	375,542	52,216	323,326				
短大卒	34	39.3	359,087	48,826	310,261				
高校卒	26	45.5	411,925	65,035	346,890	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上		
中学卒	-	-	-	-	-				
事務係員	423	37.5	313,653	40,221	273,432			同上	
大学卒	269	35.5	322,334	42,910	279,424				
短大卒	88	42.9	286,685	29,413	257,271				
高校卒	66	38.4	315,268	44,143	271,124				
中学卒	-	-	-	-	-	同上			
技術係員	615	36.3	344,852	35,436	309,417				
大学卒	429	34.5	338,141	37,694	300,447				
短大卒	87	40.5	343,908	26,329	317,579				
高校卒	93	40.5	379,870	33,810	346,059	同上			
中学卒	6	38.7	363,863	42,411	321,453				

4 規模100人未満

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 6級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	3	54.3	667,298	723	666,575	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	3	54.3	667,298	723	666,575		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	13	55.4	638,240	0	638,240	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上	
大学卒	8	58.1	632,728	0	632,728			
短大卒	2	57.0	660,650	0	660,650			
高校卒	2	48.5	607,000	0	607,000			
事務部次長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	3	51.3	531,933	0	531,933	2課以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	2	53.0	534,900	0	534,900			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	7	51.1	480,400	0	480,400	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	6	51.8	498,800	0	498,800			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	*	*	*	*	*			
技術課長	42	49.7	491,556	14,194	477,362	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	24	50.0	493,941	13,608	480,333			
短大卒	10	52.9	512,817	147	512,670			
高校卒	8	44.9	457,825	33,513	424,313			
中学校卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職(1) 3級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務課長代理	6	39.7	356,994	50,786	306,208	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	同上
	大学卒	3	41.3	353,017	42,850	310,167		
	短大卒	2	37.5	369,388	72,138	297,250		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	*	*	*	*	*	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	-	-	-	-	-		
技術係長	15	54.6	519,514	97,794	421,720		同上	
大学卒	13	55.0	521,392	96,930	424,462			
短大卒	2	52.0	507,309	103,409	403,900			
高校卒	-	-	-	-	-			
事務主任	*	*	*	*	*	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 1級、2級	
大学卒	*	*	*	*	*			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
技術主任	36	44.0	372,820	46,602	326,218		同上	
大学卒	22	42.7	383,388	56,917	326,471			
短大卒	11	45.8	344,274	30,438	313,836			
高校卒	3	46.7	404,168	34,861	369,307			
事務係員	10	44.9	360,284	38,378	321,906		同上	
大学卒	3	46.7	386,994	39,694	347,300			
短大卒	5	40.4	336,127	44,655	291,472			
高校卒	2	53.5	380,613	20,713	359,900			
技術係員	88	35.2	307,123	37,950	269,173		同上	
大学卒	52	30.7	314,280	44,117	270,164			
短大卒	28	39.7	280,210	25,906	254,304			
高校卒	8	46.4	364,434	44,838	319,596			
技術係員	-	-	-	-	-			

その2 給与比較の対象外職種
規模計

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	2	43.5	208,390	6,910	201,480	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。 電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。
	自家用乗用自 動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	8	44.4	468,176	50,126	418,050	
	用務員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	6	62.5	824,717	0	824,717	
	大学学部長	3	55.7	617,869	0	617,869	
	大学教授	64	52.8	683,780	0	683,780	
	大学准教授	54	45.7	568,814	0	568,814	
	大学講師	30	41.0	503,133	0	503,133	
	大学助教	12	38.2	284,910	0	284,910	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	
	高等学校主幹 教諭 高等学校指導 教諭 高等学校教諭	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	
研 究 関 係 職 種	研究所長	2	51.2	696,668	0	696,668	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	43	49.7	636,213	1,931	634,281	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	39	43.0	534,185	6,355	527,831	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	54	48.2	539,062	32,255	506,806	下記研究員より上位の者
	研究員	146	38.9	451,537	20,313	431,224	
	研究補助員	*	*	*	*	*	

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
医療 関係 職種	病院長	2	58.5	2,419,900	0	2,419,900	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	4	55.5	1,601,588	46,273	1,555,315	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	21	55.2	1,413,372	109,659	1,303,713	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	39	43.2	1,287,367	201,191	1,086,176	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	3	45.0	432,055	47,222	384,833	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	25	32.8	324,920	42,713	282,208	
	診療放射線技師	32	36.0	369,599	62,687	306,912	
	臨床検査技師	32	33.7	307,044	33,806	273,238	
	栄養士	9	38.7	284,033	8,280	275,754	
	理学療法士	23	31.2	275,526	5,101	270,424	
	作業療法士	5	30.6	266,244	1,893	264,351	
	総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上
	看護師長	21	44.9	451,568	29,838	421,730	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	90	33.3	355,137	84,278	270,859	
准看護師	18	46.0	360,215	111,725	248,490		

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

項目 学 歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	44.0	(49.6)	
高校卒	12.5	(77.2)	(22.8)	-	87.5

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あり	82.7
制 度 なし	17.3

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配 偶 者	15,570
配偶者と子1人	22,124 (6,554)
配偶者と子2人	28,084 (5,960)

- (注) 1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。
 2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。
 3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参 考)

(単位:円)

市職員の現行 扶養手当月額	子	9,000
	配 偶 者	9,800
	父母等その他の扶養親族	7,000
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

- (注) 表中に示す金額は、経過措置期間中における令和元年度の手当月額である。経過措置が終了する令和2年度以降の手当月額は子:10,000円、配偶者及び父母等その他の扶養親族:7,000円となる。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合
支 給	74.0
借家・借間居住者に支給	(100.0)
自宅居住者に支給	(69.7)
自社保有社宅居住者に支給	(0.0)
借上げ社宅居住者に支給	(5.3)
その他	(0.0)
非 支 給	26.0

(注) ()内は、支給がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第16表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額 (単位:円)	下半期(A1)	405,827	332,966
	上半期(A2)	410,848	327,178
特別給の支給額 (単位:円)	下半期(B1)	923,774	637,476
	上半期(B2)	942,226	645,568
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.28 月分	1.91 月分
	上半期(B2/A2)	2.29 月分	1.97 月分
年 間 の 平 均		4.51 月分	

(注) 1 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.45月分である。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	56.3	5.0	-	38.7
課 長 級	23.6	4.1	-	72.3

第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		93.0	93.0	29.4	11.3	52.3	-	7.0
課長級		67.1	67.1	21.3	5.1	40.7	-	32.9

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	項目	昇給制度 あり	昇給制度あり			昇給制度 なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員		95.1	(31.4)	(88.5)	(73.6)	4.9
課長級		73.8	(21.2)	(89.8)	(73.0)	26.2

(注) ()内は、昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

役職段階	項目	一定率(額)分	考課査定分
		係員	45.7
課長級	31.6	68.4	
部長級	31.8	68.2	

第3部 労働経済指標

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費

(平成31年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,660	43,590	53,970	64,350	74,730
住居関係費	91,660	73,540	79,190	84,860	90,510
被服・履物費	2,180	6,140	6,820	7,510	8,190
雑費 I	44,080	39,110	66,450	93,770	121,100
雑費 II	7,940	18,630	22,630	26,620	30,630
計	173,520	181,010	229,060	277,110	325,160

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成31年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省)を基に算定された全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …………… 食料
- 住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費 I …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II …………… その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第22表 労働経済指標

項 目				年 月	単位	平成30年 4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	298.5	294.5	296.8	296.4
				前年同月比	%	0.2	0.8	0.8	0.8
		うち所定内給与	金額	千円	272.4	269.9	271.8	271.4	
			前年同月比	%	0.3	0.8	0.6	0.6	
		総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	150.8	146.5	152.5
	うち所定外労働時間数			時間数	時間	13.0	12.4	12.4	12.4
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって支給する給与	調査産業計	金額	千円	315.5	311.3	312.1	309.4
				前年同月比	%	2.7	3.5	3.2	1.5
		うち所定内給与	金額	千円	289.9	287.2	287.7	284.6	
			前年同月比	%	3.8	4.4	3.7	2.2	
総実労働時間数(調査産業計)			時間数	時間	146.7	142.5	146.0	144.5	
うち所定外労働時間数			時間数	時間	13.4	13.0	12.8	12.6	
生計費	家計調査(総務省) (二人以上の世帯) 消費支出	全 国	金額	千円	294.4	281.3	267.6	283.4	
			前年同月比	%	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4	1.5	
		川 崎 市	金額	千円	356.9	329.4	298.2	308.5	
			前年同月比	%	15.5	△ 2.2	11.3	3.1	
物 価	消費者物価指数 (総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	0.6	0.7	0.7	0.9	
		川 崎 市	前年同月比	%	0.4	0.4	0.6	0.9	
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	%	2.2	2.7	2.8	3.1	
雇 用・生 産	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)			前年同月比	%	0.5	0.6	0.5	0.2
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国		倍	1.60	1.61	1.61	1.62	
		川 崎 市		倍	0.96	0.90	0.91	0.97	
	鉱工業生産指数(経済産業省)			前年同月比	%	1.9	3.5	△ 1.5	2.4
製造工業労働生産性指数 (日本生産性本部)			前年同月比	%	3.0	1.4	△ 1.3	2.2	

8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月	4月
295.5	295.5	298.3	298.7	297.6	291.9	292.8	295.3	299.5
1.1	0.5	1.1	1.4	0.9	0.0	0.3	△ 0.1	0.3
270.8	271.2	272.6	272.2	271.5	267.1	267.6	269.7	273.4
1.1	0.6	1.1	1.3	1.0	△ 0.1	0.2	△ 0.2	0.3
145.9	143.3	150.2	153.6	145.9	136.6	142.1	144.1	148.7
11.8	12.2	12.9	13.1	12.8	12.1	12.5	12.8	13.1
311.1	310.5	313.6	314.4	310.4	305.0	306.3	307.7	311.1
2.4	1.5	1.4	2.1	0.7	△ 1.4	△ 1.1	△ 1.9	△ 1.4
287.5	287.1	289.1	289.1	285.6	278.8	280.2	281.1	283.6
3.6	2.5	2.6	3.1	1.3	△ 2.5	△ 2.0	△ 2.8	△ 2.2
138.2	137.9	143.4	147.6	140.6	132.4	135.7	139.9	143.9
11.3	12.3	12.7	13.2	12.8	12.9	13.4	14.0	14.4
292.5	271.3	290.4	281.0	329.3	296.3	271.2	309.3	301.1
4.3	0.9	2.7	1.3	2.2	2.3	2.1	2.7	2.3
321.8	283.8	314.4	279.4	337.8	296.3	298.9	379.1	373.3
10.8	△ 1.1	14.0	△ 7.9	△ 2.1	△ 6.6	2.7	14.3	4.6
1.3	1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9
1.2	1.1	1.3	0.6	0.1	0.4	0.3	0.8	1.2
3.1	3.0	3.0	2.3	1.4	0.6	0.9	1.3	1.2
0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	1.3	1.2	1.1	1.1
1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63
0.96	0.99	1.03	1.09	1.12	1.09	1.08	1.06	0.95
0.6	△ 2.5	4.2	1.9	△ 2.0	0.7	△ 1.1	△ 4.3	△ 1.1
△ 0.3	△ 0.4	3.7	△ 0.7	△ 0.4	1.4	△ 1.7	△ 3.0	△ 0.8